

# 2017 年度 自己点検・評価報告書

実践女子大学

## 目 次

### 本 章

1. 理念・目的	3
2. 内部質保証	7
3. 教育研究組織	13
4. 教育課程・学習成果	15
5. 学生の受け入れ	29
6. 教員・教員組織	34
7. 学生支援	38
8. 教育研究等環境	47
9. 社会連携・社会貢献	55

## 第1章 理念・目的

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2：大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性

本学は、女子教育の先駆者・下田歌子により、「本邦固有の女徳」を基礎とし、広く一般女子に対して実学と実践の教育を行うとの理念のもと、一般女性の地位の向上を目的として、帝国婦人協会を結成し、1899（明治32）年に前身となる、私立実践女学校ならびに女子工芸学校を創立している。その後、1949（昭和24）年の学制改革に伴い、女子大学として認可され、「女性が社会を変える世界を変える」を建学の精神、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念として、教育研究活動等を展開している。

これらの建学の精神、教育理念を踏まえ、大学及び大学院の目的を下記のように「実践女子大学学則」及び「実践女子大学大学院学則」に適切に定めている。

#### <大学>

本学は、教育基本法、学校教育法及び実践女子学園の建学精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的とする。

#### <大学院>

本大学院は、建学の精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、文化の進展に寄与することを目的とする。

この大学の目的に基づき、学部においては、学部、学科ごとに、研究科においては、研究科、専攻ごとに下記のように目的を定めている。

#### <大学>各学部

文学部では、日本、東洋、西洋の文学、言語、美術の各分野における幅広い学識を授け、現代社会に寄与しうる人材の育成に努めることを目的とする。

生活科学部では、食物、栄養、健康、衣服、もの、住まい、ライフスタイル、幼児・保育に関する広い学識を授け、各々の専門に係る職業に必要な知識と能力の養成を目的とする。

人間社会学部では、国際化の進展、情報化の進展、社会の成熟化が進むなかで、社会の

要請と国民の多様で高度な学びの要求に応える学部教育を目指す。学生が自ら主体的に学び、考え方活動できる能力の養成を願い、「共に学び合う共同体」づくりを目指す

#### ＜大学院＞各研究科、専攻

文学研究科では、日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

国文学専攻では、国文学、日本語学、日本語教育、中国文学(漢文学)の各分野における研究能力又は高度の学識を養い、さらに進んでは、研究者として自立して研究活動を行い、専門的な業務に従事しうる人材を養成することを目的とする。

英文学専攻では、英語の運用力を培い、英文学、米文学、英語学の研究を深めることにより、地球的な視野を広げ、さらなる研究を目指す人材を養成することを目的とする。

美術史学専攻では、日本、東洋、西洋各地域の美術史について、高度の専門知識と確かな芸術理解能力を養い、美術館等の専門分野で活躍できる人材を養成することを目的とする。

生活科学研究科では、食物栄養学又は生活環境学分野における精深な知識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

食物栄養学専攻では、栄養学、食品学、調理学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

生活環境学専攻では、環境人間工学、生活材料科学、衣環境設計学、住環境設計学、環境文化学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする。

人間社会研究科では、人間社会の分野における精深な学識を授け、より高度な専門的知識・技能と能力を養成することを目的とする。

人間社会専攻では、人間コミュニケーション・心理学、経営・組織・ビジネス社会の各分野における精深な学識を授け、人間社会研究に必要な高度の専門的能力を有する人材を養成することを目的とする。

例えば文学部では、「日本、東洋、西洋の文学、言語、美術の各分野における幅広い学識を授け、現代社会に寄与しうる人材の育成に努めることを目的とする」と定めている。この文学部の目的に基づき、美学美術史学科では、「日本、東洋、西洋各地域の美術史と美学及び日本芸能史について、幅広い知識と教養を身につけ、美術の実技を学ぶことも含めて、芸術についての総合的な理解力と自己表現力を養い、芸術、文化とそれを生み出した社会に対する理解と洞察力を備えた人材の育成を目的とする」としており、建学の精神、大学の教育理念、目的に基づき、各学部・学科での学びを通じて、大学としてどのような学生を育成するのかを示しており、それぞれが連関するよう定められている。研究科においても学部と同様であり、例えば生活科学研究科では、「食物栄養学又は生活環境学

分野における精深な知識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする」と定め、食物栄養学専攻では、「栄養学、食品学、調理学の各分野における精深な学識を授け、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養成することを目的とする」と定めておりそれが連関している。

点検・評価項目②：大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1：学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2：教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

#### <1> 大学全体（大学院を含む）

本学では、「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を教育理念とし、これに沿って、学部・学科、研究科・専攻ごとに人材育成その他の教育研究上の目的を「実践女子大学学則」及び「実践女子大学大学院学則」に定めている。これらの教育理念や目的は、本学の建学の精神とあわせて大学の『履修要項』、『大学院要覧』に記載して学生及び教職員に周知とともに、大学ホームページにおいて学則を掲載し、社会に対して広く公表している。特に、建学の精神、教育理念については、新入生オリエンテーションやセメスターごとの学科ガイダンスを通じて学生に説明を行っている。また、学園史の発刊、入学式等の式典において理事長、学長から本学の建学の精神と教育理念を学祖の志とともに伝えている。加えて、学祖である下田歌子の生涯を描いた漫画『きらりうたこ』の出版による、学祖顕彰とならび建学の精神の社会的認知に貢献している。

点検・評価項目③：大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1：将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定

本学では、実践女子大学・実践女子大学短期大学部が、将来にわたって如何に存在感を示して、学生を確保し教育・研究を進展させていくかという課題に向け、特に教学面の在り方について中期的な方向性や施策を議論するための会議として、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部教学グランドデザイン策定会議」を理事会の諮問機関として設置し、中期（今後10年程度）の大学・短大の教学体制についてのグランドデザインを策定し、理事会に答

申している。この会議は、将来の大学・短大を担うであろう若手教職員 19 名と同窓会組織である「実践桜会」の 2 名を加えた 21 名で構成され、2013（平成 25）年から 2015（平成 27）年の 2 年間に渡り議論を行った。課題の解決及び具現化案の策定にあたり、建学の精神、教育理念を再定義し、10 年後までの「ビジョン」の策定、「本学の特徴」を明確化し、伸長させるための課題の整理を行っている。これらに基づき、「教育対策」「学生対策」「入口出 口対策」及び「仕組み・体制」の 4 項目における具現化策を「重要度ランク」（3 段階）と「実施時期」（短期から長期の 3 段階）の 2 局面でプライオリティを付け、理事会に最終答申として提出している。

この「教学グランドデザイン最終答申」に基づき、各年度の学長方針をはじめ、2015（平成 27）年度から 2019（平成 31）年度までの「教育改革」の実施に繋げている。

## 第2章 内部質保証

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1：下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手續の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（P D C Aサイクルの運用プロセスなど）

先ず、本学の内部質保証システム構築までの背景として、実践女子学園の建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」は特に、男女共同参画社会の実現を目指す今日の日本にあって、けっして色褪せることなく、その重要度はますます増している状況である。この建学の精神、教育理念に基づいた人材育成をより確かなものにしていくために、本学では、2016（平成28）年度に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を見直し改めて策定した。中でも、ディプロマ・ポリシーにおいては、5つの態度・能力「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協動力」を確実に養成、保証するために、教育改革を通じて教育の質の転換を図り、教育の質保証を実現するため、下図の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の構築に向けて体制の整備を行っている。

実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム



本学では、教育理念・目的の実現に向けて、学生の学びの質保証及び質の向上を図る目的で「実践女子大学・実践女子大学短期大学部内部質保証に関するポリシー」を策定している。具体的には、「1. 内部質保証の体制 「本学の内部質保証は、学長の下の大学短大協議会が大学全体として責任を負います。大学短大協議会は、自己点検・評価の全学的な方針を策定し、自己点検・評価活動を統括します。また、自己点検・評価及び外部評価の結果に基づき、教育活動の有効性について検証を行い、検証結果を踏まえた教育の改善・質の向上を継続的に実施します。」をはじめとする4項目を定めており、本学の内部質保証に関する基本的な考え方を示している。内部質保証に関するポリシーは、ホームページを通じて広く社会に公表しているほか、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」については、教育改革による一連の取り組みとして、リーフレットを制作し、学生、教職員、受験生等に配布している。」

内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる組織との役割分担に関しては、本学の建学の精神、教育理念、及び各種ポリシー（方針）の実現に向けて、教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質の向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進するため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織を「大学短大協議会」としている。①「大学短大協議会」において、全学的観点からの点検・評価を行うため、②大学自己点検・評価委員会を置き、学部・研究科その他組織の自己点検・評価を受けて、全学の自己点検・評価報告書として取りまとめる。③学部・研究科その他の組織は、当該年度の点検・評価を行い、その結果をまとめ、「大学自己点検・評価委員会」に報告する。④「大学短大協議会」の事務局として、学長事務室を置き、自己点検・評価、外部評価を含め、内部質保証の推進に関する事項を行うこととしている。2017（平成29）年度は、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を効果的に機能させる上での体制整備の検討を行い、2018（平成30）年度に上述の内部質保証に関する一連のプロセスに基づいた、「大学協議会」、大学自己点検・評価委員会の規程改正を含めながら、権限と役割等を明確にする方針である。

教育プログラムの実質的な企画・設計、運用、検証および改善・向上の指針に関しては、全学の教育に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に寄与することを目的として「大学教育研究センター委員会」を設置し、教育の改革、充実に向けた企画立案、調査研究及び各学部学科の教育課程編成の全体調整に関するなどを行っている。2017（平成29）年度については、2016（平成28）年度学長方針である「学修成果を重視した教育内容及び方法の改革」に基づき、教育改革における制度設計及び2019（平成31）年度までの教学改革に向けたロードマップを策定しており、この実現に向けて、「大学教育研究センター委員会」を中心とし、2019（平成31）年度までの制度改革を行っている。具体的には、2016（平成28）年度、2017（平成29）年度を「改革期」と位置付け、PROGテストの導入、事前事後学修時間の拡大、共通教育科目（実践スタンダード科目）の新カリキュラムの導入、副専攻の導入などを2018

(平成 30) 年度、2019 (平成 31) 年度を「改革点検期」とし、専門科目の新カリキュラムの導入、カリキュラムマトリクスの導入、カリキュラムツリーの見直し等を行い、2019 (平成 31) 年度に向けて、学修ルーブリック、学修ポートフォリオの導入を目指している。

点検・評価項目②：内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点 1：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織の整備

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織のメンバー構成

本学の建学の精神、教育理念、教育目標及び各種ポリシー（方針）の実現に向けて、実践女子大学学則第 2 条に定める教育研究をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、教育の質の保証及び向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進する取り組みを行うため、全学における内部質保証の推進に責任を負う組織（全学内部質保証推進組織）として「大学短大協議会」を置き、2017 (平成 29) 年度は、実質化に向けて検討を進めている。

「大学短大協議会」の構成員は、学長を議長とし、副学長、各学部長、各研究科委員長、大学・短大教育研究センター長、学生部長、教学事務局長、学長室部長、学務部長、研究推進室部長及びその他学長が必要と認めたものとし、教育の質の保証及び向上に向けた恒常的・継続的な改善・改革を推進する組織としての適切性を確保している。

点検・評価項目③：方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点 1：学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定

評価の視点 2：内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織による学部・研究科その他の組織における教育の P D C A サイクルを機能させる取り組み

評価の視点 3：行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応

評価の視点 4：点検・評価における客観性、妥当性の確保

本学では、2016 (平成28) 年度に『教育の「質」の転換と内部質保証システムの確立を目指す』を掲げ、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」と、実践女子大学・実践女子大学短期大学部の教育理念「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」を再定義し、教育改革を通じて 3 つのポリシーを再策定している。従前の 3 つのポリシーでは、学生には成長実感、教員にはどのような手段で知識・能力などを身につけさせるのかが曖昧であった。新たに策定した 3 つのポリシーは、これらを明確化し、人材育成の柱として位置付けている。更に 3 つのポリシーに基づいた「実践女子大学・短期大学部型学

生の成長プロセス（下図）」を明示し、学生の育成・成長の過程（プロセス）を可視化することにより、本学における自身の成長プロセスを理解し実感できることをねらいとしている。



これらは、『三つのポリシーの一体的改革における「学内ガイドライン」』に基づき策定され、本学の3つのポリシー策定に係る基本的な考え方とあわせて学内で共有している。

「大学短大協議会」による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組みとして、本学では、建学の精神と教育理念に基づいたディプロマ・ポリシーで保証する「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」を身につけた人材を輩出していくために「P：カリキュラムの策定」→「D：教育の実行」→「C：教育成果の把握」→「A：改善の実行」というPDCAサイクルを機能させ、きめ細かい教育指導、教育成果の見える化を推進し、教育の質保証を行う①「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」の「機能」と、②この「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」を運用するための全学的な「体制」の2点を有機的に機能させることにより、内部質保証を推進することとしている。①は各学部（学科）・研究科等（部門レベル）②は全学の内部質保証を推進する「大学短大協議会」（機関レベル）が担っている。具体的には、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による、各学部・学科・研究科などの組織によるPDCAの推進とその検証結果である部門自己点検・評価を通じて、全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」が各学部（学科）・研究科のPDCAの推進状況の確認と全学的な観点からの点検・評価による、改善・改革のフィードバックを行い、各学部（学科）・研究科等の次年度計画に反映させることにより、全学的に教育のPDCAを機能させることとしている。2017（平成29）年度は、上述している一連のプロセスを実現させるための検討を行い、2019（平成31）年度に完了する教育改革による学修成果の評価のための学修ループリック、学修ポ

ートフォリオの構築完了と併せて、学修成果の評価に基づくPDCAの推進と「大学短大協議会」による各学部（学科）・研究科等への支援の在り方などを踏めた検討を行い、内部質保証の実質化を目指すこととしている。

行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応については、2013（平成25）年度の大学基準協会による大学評価（認証評価）結果における指摘事項について、「大学自己点検・評価委員会」において、改善に向けた対応を検討し、2017（平成29）年度までに、指摘事項に対する改善を完了している。

点検・評価における客観性、妥当性の確保については、2016（平成28）年度に自己点検・評価の客観性・公平性を担保し、教育研究水準の更なる向上を図るため、学外有識者による評価を行い、その意見を自己点検・評価活動に反映させることを目的として「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会」を設置している。外部評価・助言委員会は、「実践女子大学、実践女子大学大学院及び実践女子大学短期大学部外部評価・助言委員会に関する規程」に基づき、本学の教育・研究活動等の現状を把握し、将来の発展のために、本学の教育研究活動に関する事項等を評価・助言することにより、教育研究活動や点検・評価の客観性及び妥当性を確保している。2016（平成28）年度は3回、2017（平成29）年度は1回開催し、教育課程編成（共通教育改革）などについての評価・助言を受けている。

点検・評価項目④：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表  
評価の視点2：公表する情報の正確性、信頼性  
評価の視点3：公表する情報の適切な更新

本学では、学園の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、構成員による自律的な運営及び教育研究の質の向上に資するために、学園が有する情報の公開に関して、「実践女子学園情報公開規程」を定め、（1）学園の基本情報（2）財務及び経営に関する情報（3）監査に関する情報（4）教育研究活動に関する情報（5）社会貢献、国際交流に関する情報（6）自己点検・評価及び外部評価に関する情報（7）公費の助成に関する情報（8）コンプライアンス等に関する情報（9）情報公開に関する情報について、学園が有する情報を自主的に公表することを規定している。これに基づき、例えば教育研究活動については、学校教育法施行規則改正に伴う大学の教育関連情報の公開義務化を受け、「実践女子大学研究者情報データベース」を活用し、「基本情報、研究分野、研究業績、教育業績、学会・社会活動」について、ホームページを通じて公開している。また、講義概要（シラバス）の情報を公開しており、教育活動の透明性を高めている。

公表する情報の正確性、信頼性に関しては、例えば財務情報においては、監査法人および

監事の監査を受けるとともに、「監事監査報告書」「独立監査人の監査報告書」についても公開しており、社会への情報公開における正確性・信頼性を確保している。

教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表にあたっては、当該情報に関する会議体での承認を得て、速やかに行われている。例えば財務状況については、次年度5月末の理事会での承認を得て、ホームページ等の更新を行っている。

点検・評価項目⑤：内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：全学的なPDCAサイクルの適切性、有効性

評価の視点2：適切な根拠（資料、情報）に基づく内部質保証システムの点検・評価

評価の視点3：点検・評価結果に基づく改善・向上

全学的なPDCAサイクルの有効性については、本学の特性や規模、設置形態等の実態を考慮すると、上述の「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による、各学部・学科・研究科などのPDCAサイクルの推進と点検・評価の実施。それを受けた全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」が全学的な観点からの点検・評価による、改善・改革のフィードバックにより、全学的なPDCAサイクルの有効性を確保している。PDCAサイクルの適切性及び内部質保証システムの適切性についての点検・評価については、2017（平成29）年度は実施までに至っていない。今後の発展方策として、内部質保証システムの点検・評価については、全学内部質保証推進組織である「大学短大協議会」による定期的な点検・評価の実施及び「外部評価・助言委員会」による評価・助言を実施することにより、適切性が確保される体制の確立を目指し、2018（平成30）年度に検討を行うこととする。

## 第3章 教育研究組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1：大学の理念・目的と学部（学科または課程）構成及び研究科（研究科または専攻）構成との適合性

評価の視点2：大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性

評価の視点3：教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

本学では、建学の精神、教育理念に基づき、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成することを目的として、教育研究組織を設置している。本学は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」からなる。「日野キャンパス」には、生活科学部、研究科は生活科学研究科を設置し、「渋谷キャンパス」には、文学部ならびに人間社会学部、研究科は文学研究科、人間社会研究科を設置し、教育研究活動を展開している。

各学部および研究科の構成として、文学部は、国文学科、英文学科、美学美術史学科、生活科学部は、食生活科学科、生活環境学科、生活文化学科および現代生活学科をおき、食生活科学科には管理栄養士専攻、食物科学専攻、健康栄養専攻を、生活文化学科には生活心理専攻と幼児保育専攻をそれぞれおいている。人間社会学部は人間社会学科および現代社会学科をおいている。これらに加えて、教職課程、図書館学課程および博物館学課程の3課程をおいている。

研究科に関しては、文学研究科には、国文学専攻博士課程（前期・後期）、英文学専攻修士課程、美術史学専攻博士課程（前期・後期）をおき、生活科学研究科に食物栄養学専攻博士課程（前期・後期）、生活環境学専攻修士課程を、人間社会研究科には、人間社会専攻修士課程をおいている。

附置研究所、センター等の組織については、「実践女子大学学則」第11条及び第12条に規定しており、「大学教育研究センター」「大学言語文化教育研究センター」の設置をはじめ、「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」及び「下田歌子記念女性総合研究所」を附置するとともに、これらを統括し、本学の学術研究を推進するために「実践女子大学研究推進機構」をおいている。とりわけ、「大学教育研究センター」は全学の教育に係る諸施策の立案及びその推進を図るとともに、共通教育の企画・運営を行うことにより、本学の教育の充実・発展に寄与することを目的におかれ、「大学言語文化教育研究センター」は、本学における共通教育の外国語教育並びに日本語教育及び国際交流の充実と推進を図ることを目的に設置している。その他に、社会人等に対して多様な学習機会を提供するため、

「生涯学習センター」を、心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題に対して指導・支援及びカウンセリング等の業務を行う「学生相談センター」をそれぞれおいでいる。これらの各センターの目的などは、各規程で定め、これに基づき活動している。

点検・評価項目②：教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究組織の適切性については、各学部（学科）、課程、研究科については、教育活動の効果を検証する中で、教育課程の編成や実施についての改善を検討し、教育内容の見直しや質的向上を図ることを通じて、組織の適切性についても検証を行っている。この他、新学部・学科の設置や再編時の将来構想に関する事項については、既存学部・学科の教育研究組織の検証を踏まえた上で、新学部・学科に係る教育課程、教員人事計画、施設整備などを検討している。本学においては、2014（平成26）年度の日野・渋谷キャンパスの2校地化に伴い、学部・学科、研究科をはじめ既設組織の検証を行い、常任理事会の議を経て理事会で決定している。

附置研究所、センター等の組織については、各センターを統括するそれぞれの委員会において検証を行っている。これらの各委員会での検証の結果は、学長を議長とする「大学協議会」において、全学的な観点からの点検・評価を行っている。

点検・評価結果に基づいた改善・向上の例として、2017（平成29）年度に「実践女子大学研究推進機構」を改革し、「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」及び「下田歌子記念女性総合研究所」の3研究機関のみならず、研究活動全体を統括する組織としている。これにより、研究活動に関するポリシーの策定、科学研究費助成事業の獲得推進など、研究体制の整備・充実に繋げている。

## 第4章 教育課程・学習成果

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定及び公表

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づき、大学としての3つのポリシーを掲げ、学部は学部・学科ごとに、研究科については、研究科・専攻・課程ごとにそれぞれ策定している。

卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に関しては、大学として『実践女子大学は、学修から得た知識・技能・態度を社会に還元するべく実践し、世界と地域で貢献する力を得ることを求める。その達成のために、以下に掲げる態度を核として能力を身につけ、所定の単位を修得した者に「学士」の学位を授与します。』と掲げ、学生が修得することが求められる知識、技能、能力等を本学では、5つの態度・能力として、下記のように定めている。

[態度]国際的視野

**多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度**

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

[態度]美の探究

**知を求め、心の美を育む態度**

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。
3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

[能力]研鑽力

**学修を通して自己成長する力**

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学修成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

[能力]行動力

**課題解決のために主体的に行動する力**

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。

2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。
3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

[能力]協働力

相互を活かして自らの役割を果たす力

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。
2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを発揮することができる。

この「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」は、本学が社会に輩出する有為な人材像として必要な態度・能力を定めている。

大学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき各学部・学科の方針を定めており、例えば生活科学部では、『生活科学部では、全学ディプロマ・ポリシーとして求める内容を含め、自然科学、社会科学、人文科学分野の広い教養を土台として、生活を科学的にとらえるための基礎的知識を修得し、各学科の専門的知識と技術を身につけ、社会に貢献できる力を得て、各学科・専攻の所定の単位を修得した者に、「学士（生活科学）」の学位を授与します。』とし、生活科学部の方針に基づき、生活環境学科では、『生活環境学科の学修から得た知識、技能、考え方、態度を社会に還元するべく実践し、世界や地域に貢献できる力を得ることを求めます。その達成のために、全学ディプロマ・ポリシー及び学部ディプロマ・ポリシーにおいて求める内容を含め、次に掲げる能力を身につけ、所定の単位を修得した者に、「学士（生活科学）」の学位を授与します。』とし、保証する5つの態度・能力として、下記のように定めている。

<態度>

多様性を受容し、俯瞰的な視点で行動する態度【国際的視野】

- ①国内外の作品を通して、美の多様性を認め、美に対する感覚（感受性）を研ぎ澄ます態度。
- ②学内外での活動の中から、多様なものの見方を取り入れ、俯瞰的な視点で物事をとらえる態度。
- ③多様なものの見方を取り入れると同時に、自分を見失わず自立自営を追及する態度。

知を求め、心の美を育む態度【美の探求】

- ①学修を通して、知性を磨き、美を理解し、美を育む態度。
- ②アパレル・ファッショント、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境に知的な関心を持ち、学修を通して、その中から美を見出す態度。
- ③アパレル・ファッショント、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境が持つ美を愛で、慈しむ態度。

<能力>

学修により得た知識、技能を社会に役立て、かつ、自己成長する力【研鑽力】

- ①修得した知識や技術を実践の場で応用することができる。
- ②アパレル・ファッショント、プロダクト・インテリア、住環境デザインなど生活環境に関する諸問題を見出し、解決することができる。
- ③学修を通して、広い視野と深い洞察力を身に着け、本質を見抜くことができる。
- ④学ぶ楽しさを知り、生涯にわたり知を求め、学び続けることができる。

#### 問題解決のために主体的に行動する能力【行動力】

- ①現状を正しく把握し、課題を発見できる。
- ②目標を設定して、計画立案、実行ができる。
- ③問題や課題を主体的な行動により解決できる。

#### 相手を活かして自らの役割を果たす能力【協働力】

- ①相手の意見を公正に判断し、取り入れることができる。
- ②自己や他者の役割を理解して、お互いに協力して行動することができる。
- ③お互いを尊重し、信頼関係を築き、豊かな人間関係を構築することができる。

研究科においては、大学院として「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、精深な学識を得るとともに、研究を遂行する能力を身につけ、高い専門性を要する職業に求められる能力を獲得した者に、博士または修士の学位を授与します。」と定めている。これに基づき、例えば文学研究科では、「文学研究科では、日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における精深な学識を得るとともに、高い専門性を要する職業に必要な能力を獲得した人に、博士（文学）または修士（文学）の学位を授与します。」とし、英文学専攻修士課程では「英文学専攻は、英語圏文学・文化および英語学の専攻した分野において十分な研究成果を上げ、英語圏文学・文化および英語学についての深い知識と、幅広い教養を身につけ、高い専門性を備えた職業人として社会で活躍できる能力を修得した人に修士の学位を授与します。」と定めている。

以上のように、大学・学部・学科の方針がそれぞれ連関しており、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定めている。これらは、『履修要項』『大学院要覧』リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目②：授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定及び公表

- ・教育課程の体系、教育内容
- ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等

## 評価の視点2：教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な連関性

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に基づき、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を策定している。大学の方針として、「実践女子大学は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に基づき、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元できるようにするべく教育を実施します。そのために、教育課程編成、教育内容、教育方法及び評価方法について以下のとおり定めます。」とし、卒業認定・学位授与の方針を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等を下記のように定めている。

### 教育課程編成

1. 共通教育科目、専門教育科目を体系的に配置します。
2. 授業科目の学年配当に配慮し、入学から卒業までいずれの期間も充実した学修ができるようにします。
3. 学部・学科を横断して科目を履修する機会を設け、幅広い学修ができるようにします。

### 教育内容

1. 共通教育において、大学での学修のための導入教育をするとともに、人文、社会、自然の幅広い教養を培うことができるようになります。
2. 専門教育において、各学部・学科の卒業認定・学位授与の方針に基づき、基礎から応用に至る知識・技能を身につけることができるようになります。
3. 共通教育、専門教育を通じ、情報発信、言語運用、国内外の文化について学修することで、国際性を身につけることができるようになります。
4. 共通教育、専門教育を通じ、キャリア形成に資する教育を行い、就業力を育成します。

### 教育方法

1. 能動的な学修の充実を図るために、アクティブラーニング、演習・実習や少人数教育を積極的に導入します。
2. 社会とつながる学修の充実を図るために、正課外の活動も含め、学外の組織や地域との連携の機会を取り入れます。
3. 授業と連動した事前・事後学修の方法をシラバスに明示し、活発な学修を促す教育を行います。

### 評価方法

1. 成績評価基準を明示し、学生が自らの到達度を正確に把握するとともに教員と共有できるようになります。
2. 客観的・総合的評価のために、GPA制度を用います。

この大学の教育課程編成・実施の方針に基づき、学部・学科で方針を定めており、例えば人間社会学部では、「人間社会学部では、全学ディプロマ・ポリシーと学部のディプロマ・

ポリシーに基づき、教育課程編成と教育内容、教育方法、評価方法について、以下のとおり定めます。」とし、教育課程編成、教育内容、教育方法等を下記のように定めている。

### **教育課程編成**

- ①人間社会学部では、人間と社会とビジネスに関して、多角的・総合的に学びます。そのために、社会学、心理学、経済学、経営学、法律学、コミュニケーション学、統計学を学部の主な「基礎科目」として設定しています。
- ②人間社会学部では、1年次は学科に分かれず、全員が一通り必修の「基礎科目」を履修します。そしてその上で、2年次に自らの関心とキャリア・デザインに基づいて学科を選択し、専門的な学修を進めます。
- ③1年次から4年次まで少人数の「演習科目」を配置し、演習の担当者がアカデミック・アドバイザーとなって学生に対する学修支援を行ないます。
- ④グローバル時代にふさわしい実践的なコミュニケーション能力の養成に向け、学部共通の「基礎科目」として「コミュニケーション系科目」を配置します。
- ⑤多様な学びを保障するために、学科や学部の枠を超えて履修が可能な「選択自由単位」（20単位）を設定します。
- ⑥全学の副専攻「女性キャリア・スタディーズ」と学部独自のキャリア教育科目を通して、学生のキャリア形成を支援します。
- ⑦社会調査士、認定心理士、公認心理師、日本語教員などの資格取得のための科目を専門教育科目に配置し、資格取得を進めます。

### **教育内容**

- ①1、2年次の「基礎演習」（演習Ⅰ、演習ⅡAB）では大学で学ぶためのアカデミック・スキルを修得できるようにします。3、4年の「専門演習」（演習ⅢAB、演習ⅣAB）では、専門的な知識と能力を身につけられるようにします。
- ②2年次以降の「基幹科目」では、学部共通の基幹科目、各学科の専門分野の基幹科目、資格取得のための基幹科目を配置し、段階的・系統的に専門的な知識・スキルを修得できるようにします。
- ③「展開・応用科目」では、各学科の専門分野の発展的・応用的な科目を配置し、各自が自らの専門的な学問分野を体系的に学べるようにします。

### **教育方法**

- ①講義科目では、現代社会の諸課題と最先端の学問動向を分かりやすく講義します。
- ②フィールドワークやワークショップ、PBL（Project Based Learning）、実験、実習、調査などのアクティブラーニングを積極的に取り入れ、学生が主体的に学び、考え、実践することができるようになります。
- ③1年次から4年次までの演習を通じて、学生のディベート能力やプレゼンテーション能力を高める教育を実施します。
- ④学外の企業組織や地域との連携を通じて、生きた学問や理論と実践との融合が図れる

ような教育を実施します。

### 評価方法

- ①授業の学修到達目標及び成績評価の方法・基準に基づいて、客観的かつ公正に評価します。
- ②客観的・総合的に評価するために GPA を活用します。

研究科においては、大学院として、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻のそれぞれの分野において、高度な知識を習得し、多様な研究方法をもって実践的能力を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」とし、例えば文学研究科では「文学研究科では、日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野における高度な知識を修得し、最先端の研究方法を身につけることができるよう、カリキュラムを編成しています。」と定め、これに基づき国文学専攻博士前期課程では「国文学専攻では、国文学、日本語学、漢文学、日本語教育の各分野における精深な学識を修得でき、かつ高い専門性を要する職業に必要な能力を実践の中から獲得できるよう、カリキュラムを編成しています。」とし、博士後期課程においても策定している。

教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との連関性について、特に学部では、学位授与方針で掲げる、5つの態度・能力である「国際的視野」「美の探求」「研鑽力」「行動力」及び「協動力」を保証するため、教育課程編成、教育内容、教育方法等を教育課程の編成・実施方針にて具体的に定めており、それぞれが連関するよう適切に策定している。これらは、『履修要項』『大学院要覧』リーフレット等に明示して学生・教職員に周知するとともに、大学ホームページを通じて社会に公表している。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置

- ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性
- ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮
- ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定
- ・個々の授業科目の内容及び方法
- ・授業科目の位置づけ（必修、選択等）
- ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定

<学士課程>

初年次教育、高大接続への配慮、教養教育と専門教育の適切な配置等

<修士課程、博士課程>

コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等

本学では、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき教育課程を編成している。具体的には、上述している、2016（平成28）年度における建学の精神、教育理念の再定義、大学の3つのポリシーの再策定のもと、学部・学科及び研究科においても3つのポリシーの見直しを行っている。この見直しにより、教育課程編成・実施の方針では、各学部・学科の特性に応じた専門の知識、技能の修得に加え、組織の中で働くなど、社会の一員として活動し、組織内外との適切な人間関係を築くために必要な知識・態度・能力の養成に関する事を明確にしている。この方針に基づきカリキュラムの再編を行い、公表するポリシーとカリキュラムとの整合性が保たれるよう、教育課程を編成している。

本学における授業科目は、「共通教育科目」「学科専門科目」及び「資格科目」によって構成している。これに加えて「社会人基礎力」のバランス感覚溢れる人間形成を目的とした「キャリア教育関連科目」の設定、所属する学部学科の専門分野の他に副専攻として特定のテーマについて系統的に学ぶことにより、幅広い視野と柔軟な思考を身につけることを目的とした「全学副専攻」制度を導入している。「全学副専攻」では、国際社会で活躍できる人材を育成するため、すべての授業を英語もしくは第二外国語で行う「Global Studies」、女性がキャリアを形成していくために必要な知識や教養、スキルについて学び、現代社会において教育理念である「自立自営」しうる力を身につける「女性キャリア・スタディーズ」の2つのコースを設けている。「資格科目」に関しては、本学では、教職課程、図書館学課程及び博物館学課程の3課程をおき、必要な単位を修得した場合に教育職員免許状や資格の取得を可能としている。これらの科目は、卒業あるいは資格取得の要件により、「必修科目」「選択必修科目」及び「選択科目」に区分している。

教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮として、履修年次の設定をはじめ、一部の科目にグレード制を導入しているほか、学科によっては、「基礎科目」「展開・応用科目」「演習科目」といった科目区分を設定し、順次的に履修することにより、専門性を深める配慮をしている。更に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と科目間との体系性を明確化するため「カリキュラムツリー」、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）と各科目相互の補完性・整合性をチェックするための「カリキュラムマトリクス」を導入することにより、カリキュラムの体系性を明確にしている。これにより学生は入学から卒業までの履修の仕方がイメージしやすくなり、教職員にとっては、自分が担当する科目と他科目との関係が明確になるとともに、カリキュラムの見直しがし易くなるよう配慮している。これらは、『履修要項』に明示し、学生・教職員で共有している。2018（平成30）年度は、開講する科目的分野やレベル等をコード化し、教育課程を可視化することを目的として「ナンバリング」を検討し、2019（平成31）年度の導入を予定している。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、大学設置基準第21条の趣旨を踏まえ、「実践女子大学学則」第19条において、「15週にわたる期間を単位として行うものとする」と定めている。その上で、1単位の授業科目は、「45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし」、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必

要な学修等を考慮して、「講義・演習については、15 時間をもって 1 単位とする。授業科目の内容や教育効果を考慮し、30 時間をもって 1 単位とすることができる」旨を定めている。また、「実験、実習及び実技については、45 時間をもって 1 単位とする。授業科目の内容や教育効果を考慮し、30 時間をもって 1 単位とすることができる」旨を規定している。

また、大学設置基準第 25 条に基づき、各授業科目を講義、演習、実習、実技の 4 つに区分し、『履修要項』において、各授業科目の単位数や履修年次、開講期区分等と併せてその授業形態を科目一覧の中に明示している。

本学では、幅広く深い教養を身につけ、専門の学問を修めるための基礎とともに広い視野と思考力の育成や国際性を身につけることを目的に共通教育科目を設定し、「実践スタンダード科目」「実践アドバンスト科目」及び「教養教育科目」で構成している。中でも「実践スタンダード科目」は初年次教育として設定している。「実践スタンダード科目」は、実践力のある女性を育成するための基幹となる科目であり、「実践入門セミナー」は、大学生活を円滑にスタートさせ、「学びの目標」を見つけるとともに、「学びのスキル」を身につけることを目的としている。「実践キャリアプランニング」では、大学生活だけではなく、卒業後の進路を見据えた職業観・生き方を考える科目として開講している。その他に「Integrated English」「情報リテラシー基礎 a・b」は、社会でグローバルに活躍するために必要とされる英語と、情報の処理・活用に関する汎用的スキルを身につけるための基礎科目として配置している。この「実践スタンダード科目」で身につけた能力を展開・発展させる科目として「実践アドバンスト科目」を配置し、段階的な履修を行っている。「教養教育科目」は、幅広い教養との見方、考え方、価値観を養うことを目的に設定され、「哲学と思想」「文学」「文化とメディア」等の 9 群に大別され、幅広い科目を履修できるようにしている。これらの教養教育と専門教育の学びを通じて、広く深い教養を基盤に、それぞれの個性・適正に応じて専門の学問を深め、目標の実現のために主体的に行動する実践力のある女性の育成に取り組んでいる。

研究科においても、建学の精神、教育理念を踏まえ、各研究科の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）に基づき、修了するにあたり必要となる学識・研究能力を修得できるように科目を配置している。

本学では、複数の科目等を体系的に履修し、関連する分野の基礎的素養の涵養等を図る講義科目（コースワーク）と、コースワークを基礎とし、自身の研究を進め、論文作成を行う「特別研究」等の演習科目（リサーチワーク）によって教育課程を編成している。履修にあたり、学生は研究分野を定め、その目的に適するよう指導教員の指導により授業科目を履修している。また、広い視野に立って精深な学識を養うために、指導教員の指導により、同一研究科の他の専攻に属する授業科目を履修することができ、指導教員が学生の研究上特に必要と認めた場合に限り、修士課程または博士前期課程在学中に履修した学部課程の 8 単位以内を、所定の「選択科目」の単位に充当することを認めている。また、修士課程及び博

士前期課程の学生は、当該研究科委員会において必要と認めた場合に限り、他の大学の大学院の授業科目を履修することができ、修得した単位は、研究科委員会の議に基づき、10 単位を超えない範囲内で単位認定できるとしている。

単位制度の趣旨に沿った単位の設定に関しては、大学院設置基準第 15 条（大学設置基準の準用）に基づき、大学と同様に「1 単位の授業科目は、45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする。」旨を定め、授業科目に単位数を設定している。

点検・評価項目④：学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の観点 1：各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1 年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

<学士課程>

- ・授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数
- ・適切な履修指導の実施

<修士課程、博士課程>

- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

本学では、単位の実質化の観点から、キャップ制度による 1 年次から 4 年次における各学期（セメスター）に履修できる単位数の上限を定めている。各学期（セメスター）に履修登録できる単位数の上限を資格科目などの一部を除き、共通教育科目、専門科目あわせて 22 単位とし、学期ごとに適切な学修時間を確保できるよう配慮している。なお、学習指導の充実という点から、本学では、各年度初めに、全学部・全学科のすべての学年の学生に対してオリエンテーションを実施し、各学年に応じた履修指導を、『履修要項』『講義概要』に基づきキャリア形成・教務部門員およびクラス担任を中心に行なっている。特に新入生については、学部別・学科別オリエンテーション、学務部教務課によるオリエンテーションを実施し、履修指導を徹底している。また、全学科・全学年にわたるクラス担任制度、各学科における教育研究支援職員としての助手制度が導入されており、年度初めだけでなく、授業期間においても、履修相談により学科別のきめ細かい履修指導を行なっている。加えて、全学的にオフィスアワー制度も設けており、各専任教員が指定した特定の時間帯を学生に公示し、履修

だけに限らず様々な学生からの相談に応じ、適切に指導している。

授業形態に配慮した 1 授業あたりの学生数に関しては、「共通教育科目」においては、講義科目を上限 140 名、演習科目を 40 名程度に設定している。演習科目は、科目内容を考慮しており、例えば語学科目は 30 名、情報科目は時間割配置される教室の PC 台数に応じて 40 名程度に設定している。「専門科目」においては、基本的には上限を定めていないものの、授業の内容や「実験」「実習」などの授業形態によって、定員を設定するようにしている。また、必修科目においては、教育効果を考慮し、クラス編成により複数コマを開講しており、1 授業あたりの学生数に配慮している。

本学では、講義概要（シラバス）を全学統一の様式で作成している。シラバスの作成に際しては、毎年度、作成方針、スケジュール等を、教務に係る連絡調整を業務とする「キャリア形成・教務部門会議」で検討し、『シラバス作成マニュアル』を提供している。各授業担当者は、このマニュアルに基づきシラバスを入稿する。シラバスの内容は、「授業のテーマ、授業における到達目標、授業の内容、事前事後学修、テキスト・教材、成績評価の方法・基準とフィードバック及び注意事項」で構成される。入稿されたシラバスは、第三者チェックを実施している。第三者チェックは、共通教育科目はキャリア形成・教務部門員が担当し、専門科目は学科主任が記載内容の不備等についてのチェックを行っている。これらは、非常勤講師を含めた、全授業科目に対して、チェック・修正を行う体制を整え実施している。授業内容とシラバスの整合性の確保については、授業内容等に変更が生じた場合は速やかに学生に説明を行うこととしているほか、「授業評価アンケート」において、授業内容とシラバスの整合性を確認している。

研究科に関しては、履修科目の登録に上限設定は設けていない。講義概要（シラバス）については、学部と同様の形式にて作成しており、専攻主任による第三者チェックを行っている。

研究指導計画については、研究指導の内容及び方法を当該科目のシラバスにおいて明示し、研究指導のスケジュールについても年間スケジュール、学位取得に関する過程を『大学院要覧』に明示しており、これらを踏まえて各研究指導教員が大学院学生の研究指導を行っている。

#### 点検・評価項目⑤：成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

##### 評価の視点 1：成績評価及び単位認定を適切に行うための措置

- ・ 単位制度の趣旨に基づく単位認定
- ・ 既修得単位の適切な認定
- ・ 成績評価の客觀性、厳格性を担保するための措置
- ・ 卒業・修了要件の明示

##### 評価の視点 2：学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示
- ・学位審査及び修了認定の客觀性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与

本学では、『講義概要』（シラバス）に記載されている「成績評価の方法・基準とフィードバック」に従って、各授業担当教員が成績評価を行なっている。各授業担当教員は、成績評価に際し、「実践女子大学学則」第24条に基づき、+A（91点以上）、A（80～90点）、B（70～79点）、C（60～69点）、D（60点未満）の5段階評価とし、C以上を合格として所定の単位を認定し、Dを不合格としている。「卒業論文」についても評価を同様としている。また、「インターンシップ」や「海外語学研修」などの科目では、点数基準によらず、定められた基準を満たした場合に単位認定を行っている。これらの成績評価の基準については、『履修要項』に明示するとともに、年度初めのガイダンス等で説明を行っている。なお、これらの成績評価の結果は成績証明書に表示され、さらに欠席および失格といった不合格、履修取止め、保留といった経緯を含めて、成績通知表に表示している。本学では上述の成績評価に加えて、成績評価を厳格化、学生の学習意欲を触発し学習目標を明確化することなどを目的として、学業努力の達成状況を把握する基準値としてのGPAを全学部・全学科で採用している。

他の教育機関で修得した単位の認定については、「実践女子大学学則」第20条及び21条において、本学以外の教育機関との単位互換協定による修得単位と、入学前に他の教育機関で修得した単位を、60単位を越えない範囲で認めることがある旨を定めており、卒業証明書（成績）及び当該科目のシラバスによって、本学が定めている科目として読み替え可能な場合については、卒業要件単位として認定している。研究科においても、「実践女子大学大学院学則」第30条に「研究科委員会において教育上有益と認めるときは、学生が本大学院に入学する以前に他大学の大学院において修得した単位を、10単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとして認めることができる。」と定めている。

学部の卒業要件単位については、大学設置基準第32条に定めるとおり、124単位とし、研究科の修了要件単位についても同様に大学院設置基準第16条及び第17条に準拠しており、「実践女子大学学則」「実践女子大学大学院学則」にそれぞれ定めている。また、卒業要件に関する事項については、『履修要項』『大学院要覧』に明示し、学生に周知している。

学位授与を適切に行うための措置に関して、学部における論文審査については、各学部（学科）により異なるが、卒業論文発表会等を通じて、学生・教員が成果について共有し、相互に確認することにより、適切性の確保を行っている。

修了認定については、「実践女子大学大学院学則」第11条に基づき、所定の授業科目について修了に必要な単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、学位論文審査及び試験に合格した者に、学位を授けることを定めている。

学位論文の作成にあたっては、研究指導計画に則り行われている。研究科により時期等が

異なるが、中間発表会（予備審査）、等を設定し、研究指導教員以外の教員から評価を受けることで客観性を確保している。学位論文の審査については、「実践女子大学学位規程」に基づき行われ、博士後期課程においては、「博士学位授与の申請取扱内規」に基づき厳正に審査を行っている。学位論文審査基準は、『大学院要覧』に明示し周知している。

学位授与にあたり、学部については、「学科会議」、各学部教授会での審議を経て、学長を議長とする「大学短大協議会」での審議・承認を得て、学長が決定し学位を授与している。研究科については、各研究科委員会での審議を経て、学長を議長とする「大学短大協議会」での審議・承認を得て、学長が決定し学位を授与している。これらの学位授与に係る責任体制及び手続については、「大学協議会規程」「実践女子大学教授会規程」及び「実践女子大学大学院学則」において、「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」について定めている。

点検・評価項目⑥：学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点1：各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定

評価の視点2：学習成果を把握及び評価するための方法の開発

#### 《学習成果の測定方法例》

- ・アセスメント・テスト
- ・ループリックを活用した測定
- ・学習成果の測定を目的とした学生調査
- ・卒業生、就職先への意見聴取

本学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に掲げる学生が修得することが求められる下記の5つの態度・能力について、学修成果を測定するための指標として設定している。

#### [態度]国際的視野

#### 多様性を受容し、多角的な視点を以って世界に臨む態度

1. 多様な価値観を持つ国内外の人々との交流を通して、相互の理解と協力を築こうとする態度。
2. 国際感覚を身につけて、世界に踏み出し社会を動かそうとする態度。
3. 日本の文化・精神を知り、世界に発信しようとする態度。

#### [態度]美の探究

#### 知を求め、心の美を育む態度

1. 人文・社会・自然の中に価値を見出し、感受性を深めようとする態度。
2. 物事の真理を探究することによって、新たな知を創造しようとする態度。

3. 優しさと強さを兼ね備え、倫理観を以って人格を陶冶しようとする態度。

[能力] 研鑽力

#### 学修を通して自己成長する力

1. 学ぶ愉しみを知り、生涯にわたり知を探究し、学問を続けることができる。
2. 学修成果を実感して、自信を創出することができる。
3. 広い視野と深い洞察力を身につけ、本質を見抜くことができる。

[能力] 行動力

#### 課題解決のために主体的に行動する力

1. 現状を正しく把握し、課題を発見できる。
2. 目標を設定して、計画を立案・実行できる。
3. プロセスや成果を正しく評価し、問題解決につなげることができる。

[能力] 協働力

#### 相互を活かして自らの役割を果たす力

1. 自己や他者の役割を理解し、互いに協力して物事を進めることができる。
2. 互いを尊重し信頼を醸成して、豊かな人間関係を構築することができる。
3. 状況に応じたリーダーシップを發揮することができる。

これらを測定するため、アセスメント・テスト（PROG）を導入している。PROGは、専攻・専門に関わらず、大卒者として社会で求められる汎用的な能力・態度・志向（以下、ジュネリックスキル）を育成するためのプログラムであり、ジェネリックスキルを「リテラシー」と「コンピテンシー」の2つの観点から測定する。本学では、このテストを1年次及び3年次に実施している。2017（平成29）年度は、PROG解説会を学科ごとに開催し、学生に対して結果を説明している。また、分析結果を教員にフィードバックしている。2018（平成30）年度には、このPROGテストの結果項目と本学の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で掲げる5つの能力・態度をリンクさせることにより、卒業認定・学位授与の方針の測定結果の精度を向上させる計画としている。

その他として、卒業年次アンケート、学生が就職している企業を対象として、アンケート調査を実施している。また、学修ループリックの導入についての検討を行っており、2018（平成30）年度中の導入を目指している。

点検・評価項目⑦：教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

- ・学習成果の測定結果の適切な活用

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

本学では、教育の「質」の転換と内部質保証システムの確立を目指し、2015（平成27）年度より「教育改革」を実施している。この「教育改革」では、建学の精神と教育理念に基づいた卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で保証する「国際的視野」「美的探求」「研鑽力」「行動力」「協働力」を身につけた人材を輩出していくために「カリキュラムの策定」→「教育の実行」→「教育成果の把握」→「改善の実行」というPDCAサイクルを回しながら、きめ細かい教育指導、教育成果の見える化を推進し、「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」による「教育の質保証」の実現を目的としている。

この「実践女子大学・短期大学部型内部質保証システム」によるPDCAサイクルを効果的に機能させるためには、「教育改革」の推進は不可欠であり、本学では、2019（平成31）年度までの4カ年において実施することとしている。具体的には、2016（平成28）年度～2017（平成29）年度までを「改革期」と位置付け、学長を議長とする「大学短大協議会」を中心とし、学修成果の可視化を目的としたアセスメントテスト（PROG）の導入、事前事後を含んだ学修時間の拡大、新たに策定した3つのポリシーに基づく共通教育科目（実践スタンダード科目）の新カリキュラムの導入、副専攻の導入、アクティブラーニングの組織的な導入を実施してきた。

2018（平成30）年度～2019（平成31）年度を「改革点検期」と位置付け、専門教育科目の新カリキュラムの導入、カリキュラムマトリクスの導入、カリキュラムツリーの見直し、学修ループリックの導入等に向けた取り組みを推進する計画としている。

## 第5章 学生の受け入れ

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1：学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表

評価の視点2：下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定

- ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像
- ・入学希望者に求める水準等の判定方法

本学では、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」、教育理念である「品格高雅にして自立自営しうる女性の育成」に基づいた人材育成をより確かなものにしていくため、2016（平成28）年度に、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を見直し、改めて策定している。

大学全体の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）については、「実践女子大学は、教育理念及び卒業認定・学位授与の方針に定めるとおり、学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れます。そのような意欲をもった入学者を選抜するために、各学部学科のアドミッション・ポリシーにおいて、修得している事が求められる能力や態度について公表し、それぞれに対応する多様な入学者選抜方法を実施します。」と定めている。

研究科については、大学院として、「実践女子大学大学院では本学の教育理念に則り、各研究科、専攻の求める分野において、すでに修得した知識をいっそう深め、高い専門性を要する職業に求められる能力を身につけることをめざし、広く社会に貢献しようとする人材を求めていいます。」と定めている。

各ポリシーとの連関性について大学では、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で保証する5つの能力・態度「国際的視野」「美の探究」「研鑽力」「行動力」「協働力」を踏まえ、「学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた人を積極的に受け入れる」ことを明示している。この大学全体の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき、学部・学科毎に、研究科は専攻・課程ごとに策定し、各部門の特徴を踏まえた、より具体的な方針を定めている。これらはホームページで公開するとともに、『入試ガイド』、『履修要項』及び『大学院要覧』によって、受験生をはじめ、在学生、教職員及び社会に対し広く公表している。

各学部では、入学前の学習歴、学力水準、能力等を入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に定め、例えば文学部では、『グローバル化する現代社会では、「世界共通語としての英語基礎力」を身につけ、専攻する学科を問わず、世界に羽ばたいて、各学科で身についた専門的教養を、世界に向けて発信できるようになりたいと願う意欲が重要です。したが

って高等学校で十分な基礎学力を身につけていることに加え、積極的にコミュニケーション能力を高め、多文化へのとらわれのない関心を抱くことができる人材を求めます。』とし、求める学生像を明示している。

研究科についても、例えば文学研究科では、『日本、東洋、西洋各地域の文学、言語、美術の各分野においてすでに修得した知識をいっそう深め、それを基に広く社会に貢献しようとする人材、独創的な研究にさらに取り組んでいく意欲のある人材を求めています。』とし、各専攻・課程において、より具体的に入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を明示している。

入学希望者に求める水準等の判定方法については、『入試ガイド』において出願資格、判定の方法を明示し、冊子やホームページによって、受験生等にわかりやすく公開していることに加えて、学科毎の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）においても明示している。しかし、すべての学部（学科）に明示しておらず、研究科も同様であるため、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）において明示することに、一部課題が残されている。

以上のことから、建学の精神、教育理念に基づいた3つのポリシーの再策定により、3つのポリシーでは、卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）で保証する5つの能力・態度を踏まえ、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）をそれぞれ連関するように策定している。

公表については、『入試ガイド』をはじめとする広報物、履修要項、大学院要覧及びホームページ等による公表により、受験生に留まらず、広く社会に公表している。

点検・評価項目②：学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1：学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定

評価の視点2：入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な

整備

評価の視点3：公正な入学者選抜の実施

評価の視点4：入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

本学では、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき『学修から得た知識・技能・態度を世界と地域に還元するべく、実践する意欲に満ちた学生』を受け入れるため、学生募集の方法として、一般入試、（Ⅰ期～Ⅲ期）、センター試験利用入試、AO入試、公募推薦入試、卒業生・在学生子女入試、特別選抜入試（海外帰国子女・社会人）及び指定校推薦入試を行っている。これらは、各学科・専攻の専門性と深く関連する科目を受験必須科目・選択可能科目として指定している。また、AO入試、各推薦入試では、選抜方法である面接・課題・小論文の内容等に各学科・専攻の学びの特色となるテーマを選び出題してい

る。これらに加えて、2018（平成30）年度入試から、一般入試（Ⅰ期3科目型）では、「外部試験利用入試」を導入し、英語の得点については、外部試験スコアを試験科目（英語）の得点として換算することを予定している。一般入試（Ⅲ期）では、部活動やボランティア活動といった課外活動を得点に加点する「高校時代活動評価入試」を導入し、評価基準内容を定め、それに基づき得点として換算することができる制度を導入している。実績として「外部試験利用入試」には81名、「高校時代活動評価入試」には73名の志願があった。

研究科についても学部と同様に、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づき『各研究科、専攻の求める分野において、すでに修得した知識をいっそう深め、高い専門性を要する職業に求められる能力を身につけることをめざし、広く社会に貢献しようとする人材』を受け入れるため、一般入試（Ⅰ期～Ⅲ期）を行っている。入学者選抜試験は専門領域に関する基礎的知識・能力を有し、広い視野に立った研究能力を持つ者を受け入れるため、各研究科・専攻の専門科目を重視した試験を実施している。

入学者選抜実施のための責任体制として、入試担当理事（学部長）を委員長とする「入試対策委員会」において、年度試験結果の分析と各受験業者の模擬試験の結果をもとに志願者の動向を予測し、大学の受け入れ方針に従い、試験日程や試験科目、各試験別募集定員、オープンキャンパスの日程、キャンパス見学会など学生募集活動を含めた入学試験全体の企画・立案を行っている。また、委員会のもとにワーキンググループを設け、次年度以降の入試験の詳細について検討を行なっている。この「入試対策委員会」において審議された事項は、学長を議長とする「大学短大協議会」に報告又は提案され、全学的に確認を行う体制としている。

入学試験にあたっては、学長を本部長とする入試本部を設置し、各学部教員と入試センターを中心とした事務部門と共同で厳正な入学試験を実施している。合格者の判定は、試験結果に基づき、各学科において厳正かつ慎重に合否を判定し、教授会の承認を経て、学長を議長とする「大学短大協議会」での審議・承認を得て学長が決定し、合格発表を行なっている。

研究科では、入学選抜方法を検討し入学試験の運営を図るための機関として、「大学院研究科専門委員会」を設置している。委員会の構成は、学長が全体責任者となり、各専攻1名の委員で構成されている。委員会では入学試験の詳細について検討を行ない、各研究科の「研究科委員会」で承認を得て学長が決定している。学部と同様に各研究科・専攻教員と入試センターを中心とした事務部門と協働で厳正な入学試験を実施している。

公平な入学者選抜の実施のため、病気や怪我、試験実施にあたり配慮（メンタル的）が必要な受験生への対応として、学部では、受験生の体調にあわせて保健室での受験、別室での受験を認め配慮している。

以上のことから、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）に基づいた学生を受け入れるため、学生募集及び入学者選抜の制度を整備している。また、運営体制についても「入試対策委員会」において審議された事項は、学長を議長とする「大学短大協議会」に報告又は提案され、全学的に確認を行う体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施してい

る。

点検・評価項目③：適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点1：入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

<学士課程>

- ・入学定員に対する入学者数比率
- ・編入学定員に対する編入学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

<修士課程、博士課程、専門職学位課程>

- ・収容定員に対する在籍学生数比率

学部においては、入学定員・収容定員と入学者数・在籍学生数が大幅に乖離することのないよう、入試担当理事（学部長）を委員長とする「入試対策委員会」において、年度試験結果の分析結果に基づいた志願者動向の予測、学部教授会における合否判定を行っている。

学士課程における2017（平成29）年度5月1日現在の入学定員に対する入学者数比率は1.20.6%であり、編入学定員に対する編入学生数比率は79.2%である（大学基礎データ表2）。また、収容定員に対する在籍学生数比率は115.7%である。

修士・博士前期課程における2017（平成28）年度5月1日現在の収容定員に対する在籍学生数比率は31.7%、博士後期課程は23.8%、大学院全体の収容定員に対する在籍学生数比率は30.1%である。

前回の第三者評価で努力課題として改善を求められている「大学院入学・収容定員未充足」に対しては、2017（平成29）年に学長から「大学院研究科専門委員会」に①長期履修制度の導入②昼夜間開講③授業アンケートの実施④大学院説明会の実施など施策の検討を指示している。加えて、⑤学費減免など大学院進学を促進するための経済的支援、⑥大学院学生が早期から教育研究活動に参画しやすくするための経済的・研究支援策の策定などを「大学院研究科専門委員会」にて検討する予定としている。

点検・評価項目④：学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。  
また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生の受け入れの適切性について、学部は「入試対策委員会」を主体組織として、入学者選抜の方法、手順及び実施に関する点検・評価を行い、次年度の入試に反映させている。

また、具体的な入試選抜方法や 4 年間の教育方法の改善に向けた取り組みとはなっていないが、2015（平成 27）年度から大学協議会（入試担当理事、大学教育研究センター長が構成員）において、学長室（IR 室）が集計した卒業生の入試種別ごとの学科平均 GPA、退学・留年・休学・卒業・就職率など報告している。

2020 年度に迎える大学入試センター試験の廃止に代表される高大接続改革について、2016（平成 28）年度は大学短大協議会の下に学長補佐を部会長とする「入試改革部会」を設置した。

## 第6章 教員・教員組織

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学として求める教員像の設定

- 各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等

評価の視点2：各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針

(各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等) の適切な明示

本学では、建学の精神に則り、深く専門の学芸を教授研究し、かつ人格の完成を目標として幅広く深い教養を培い、国際的視野に立つ社会人として自己の信ずるところを実践し、もって文化の創造と人類の福祉とに寄与する人材を育成できる教員を求めている。また、「実践女子大学教員選考基準」に、「本学の教育理念・使命を十分に理解するとともに、たえずこれの達成に努めること」「責任と情熱を持って学生の教育にあたり、自己の専門とする学問研究に精進すること」を明示し、学内向けホームページを通じて教職員で共有している。

教員組織の編成に関する方針については、2016（平成28）年度から、教員人事計画について、財務計画の重点方針に定員管理の厳格化を明示している。これに基づき、2017（平成29）年度に「実践女子大学教員選考規程」を制定の上、2018（平成30）年度教員採用計画から、後任人事に係る「採用計画書」の提出を各学部・学科に求める運用を開始する予定とし、特に定年退職に伴う教員採用の計画の可視化と全学的な共有を目指している。今後は、求める教員像、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等を適切に明示した教員組織の編成に関する方針を整備することに課題が残されている。

点検・評価項目②：教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

評価の視点1：大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数

評価の視点2：適切な教員組織編制のための措置

- 教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授、准教授又は助教）の適正な配置
- 研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- 各学位課程の目的に即した教員配置（国際性、男女比等も含む）
- 教員の授業担当負担への適切な配慮
- バランスのとれた年齢構成に配慮した教員配置

評価の視点3：学士課程における教養教育の運営体制

教育研究活動を展開するにあたり、適切な教員組織を編成するため、本学では、教員組織の編成単位を学部（学科・課程）・研究科とし、各学部・研究科では、大学設置基準、大学院設置基準上の必要専任教員数を満たすよう編成している（大学基礎データ表1）。研究科については、研究科専任教員は配置せず、学部との兼務とし、学部専任教員の内、研究科の授業を担当する教員によって構成している。研究科を担当するにあたっては、「実践女子大学大学院教員資格審査規程」に基づき、選考基準を定め、研究指導資格審査を全研究科において行っている。なお、2017年5月1日時点における専任教員は、124名である。

教育上主要と認められる授業科目における専任教員の配置について、学部では、「大学学則」で定めるように、「共通教育科目」「専門科目」及び「資格科目」によって構成し、「必修科目」「選択必修科目」「選択科目」の科目の形態としている。「必修科目」は、すべての学生が専門の基礎となる教養・知識・技能を身につけるために必ず履修する科目として設定している。「選択必修科目」は、こうした「必修科目」を履修する中で、特に興味をもった分野についてより深く学修するために、学生が決められた科目の枠組みの中から決められた科目数を自ら選択履修する科目である。加えて専門的教養や知識、技能を身につけるために「選択科目」を配置している。例えば、文学部では、重要度の高い「必修科目」については、その多くに専任教員を配置し、卒業論文執筆に係るいわゆる卒論ゼミについても専任教員を配置している。このように、初年次の必修科目である「入門科目」から「卒業論文」に至る専門教育の進展の中で、それらの中核をなす科目を専任教員が担当し、明確な責任体制のもとで教育を行なっている。研究科についても、すべての科目を専任教員が担当する体制としている。（一部の専攻では、非常勤講師に依頼）

各学位課程の目的に即した教員配置という観点では、各学部の教育目標、3つのポリシーに基づき、「カリキュラムツリー」『カリキュラムマトリクス』による科目の関連性を明確に示した上で、「必修科目」「選択必修科目」を中心とするコアとなる科目を専任教員が原則として担当している。

国際性については、「学長方針」においても国際交流（グローバル化）を示しており、グローバル化に対応する教学の展開を担うことのできる教員層の拡大に努めている。特に「言語文化教育研究センター」を中心とし、外国語専任教員をはじめとする、専任教員による外国語教育の充実を図るとともに、外国語（特に英語）による授業の拡大を積極的に進めている。また、サバティカル制度を利用して、専任教員が海外で教育研究経験を積むことができる制度を継続的に運用している。男女比については、女性教員比率は2015（平成27）年度41%、2016（平成28）年度41.9%、2017（平成29）年度44.4%であり、適切な男女比率となっている。

教員の授業担当負担への適切な配慮として、専任教員の責任担当コマ数は原則として5コマと定めている。現在は、一部の役職者を除き、1コマ増の6コマを担当するよう時間割編成を行っている。

教員組織における年齢構成に関する方針は明確には定められてはいないが、採用にあた

り、教員組織の年齢構成に偏りがないように配慮し、募集する職位等を決定している。

授業科目については極力、専任教員が担当する方向で努力を続けているが、専任教員のみでは、すべての授業科目を担当することが困難な状況がある。したがって、教育の質を担保する上で、非常勤講師に授業担当を委嘱せざるを得なく、特に「共通教育科目」(教養科目)では、その割合が高くなっている。

点検・評価項目③：教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1：教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備

評価の視点2：規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

本学は、学則及び大学院学則に基づき、「実践女子大学教員選考規程」「実践女子大学教員選考基準」「実践女子大学大学院教員資格審査規程」及び「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」を定めている。これらの各規程には、募集、採用、昇任等に関する基準及び手続きを明確に示しており、これらに基づき、各学部・研究科における人事に関する手続きを厳正に行っている。

専任教員の採用に当たっては、まず当該学科・課程、センターで公募により、複数候補者を立て、選考により1名に候補者を絞り込んでいる。選考した候補者については、各教授会・研究科委員会にて無記名で採用の可否を投票し、過半数が可とした場合を承認が得られたものとする。その後、学長、副学長、各学部長、各学科・課程主任、大学教育研究センター長、大学言語文化教育研究センター長によって構成される「実践女子大学教員選考委員会」において、「実践女子大学教員選考基準」に合わせ、また各教授会での選考経過を参考に、職階の適否を踏まえた採用の可否を審議、承認し、学長を議長とする「大学短大協議会」において、審議、承認される。これらの審議過程を経て、学長が採用を理事長に具申し、理事会での審議を経た上で、採用が正式に決定している。

専任教員の昇任についても、学科・課程から推薦された者について、同様の手順を踏んで厳正に審議、決定される。なお、研究科を担当する専任教員は、学部との兼務であるため、採用の際に「実践女子大学大学院教員資格審査規程」「実践女子大学大学院教員資格審査規程運用内規」に基づき、研究科の授業科目が担当できるかの審議も行っている。

点検・評価項目④：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1：ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施

評価の視点2：教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施については、「大学FD推進委員会」において、FD活動についての重点方針を策定し、実施している。学生による「授業評価アンケート」の在り方や実施方法、学生へのフィードバック等、アンケート結果の活用法について検討、見直しを行なっている。また、同委員会が主催するFD研修会を実施し、教員の資質向上に努めている。

教員の研究活動の評価については、毎年学部別に発行している研究紀要、あるいはセンター、研究所が発行する論集に論文を掲載している。また、それぞれの専門分野の学会での口頭による研究発表やポスター発表、学会誌への論文掲載、あるいは専門誌への寄稿などを行っている。各専任教員は、研究者学術情報データベース等に、教育活動、研究活動、社会活動等の入力を行い、ホームページ等を通じて外部に公表している。

点検・評価項目⑤：教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教員組織の適切性については、学長を議長とする「大学短大協議会」を主体として検証する体制としている。具体的には、各学部・学科のカリキュラム及び開講科目を通じて、教員の配置の適切性、実施状況や効果について、各学部長より「大学短大協議会」で報告され、検証を行っている。

## 第7章 学生支援

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

本学では、「女性が社会を変える、世界を変える」という建学の精神に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念の下、教育活動を通じて人材育成を図ることを使命とし、その使命を実現するため、学生支援に関する方針として、①「修学支援方針」②「生活支援方針」③「進路支援方針」④「障害学生支援方針」をそれぞれ定め、これらに基づき、学生支援を行っている。

「修学支援方針」では、「学生が学修を円滑に進められるように、教職員が相互連携して、相談・指導による支援を行います。」「成績不振者、留年者および休・退学者については、その状況把握と分析を行うとともに、早期のケアを含めた具体的対応策を講じます。」など、4項目を定めている。この方針のもと、修学支援の具体的な体制として、「大学教育研究センター規程」を定め、「大学教育研究センター」と、その下に置かれた各部門会議が同規程に基づいて、学生の学修が円滑に行なわれるよう環境を整備している。また、学修上様々な問題を抱える学生に対処するため、「クラス担任制度」「アカデミック・アドバイザーリスト制度」「オフィスアワー制度」等を設けて、全学の教員が連携して解決にあたることとしている。

「生活支援方針」では、「学生が心身の健康を維持・増進できるように、保健室、学生相談センターを設け、専門の医師や看護師、カウンセラーを配置します。」「人間性と社会性を培う機会と場所を提供することを目的として、クラブ、サークル、ボランティア等の課外活動を支援します。」など、5項目を定めている。「生活支援方針」に加えて、本学では、

「障害学生支援方針」を別に定め、障害のある学生が、障害のない学生と等しく学修が進められるように、学生本人の要望に基づき、関係各所が連携し、可能な限り具体的支援を行うこととしている。この方針のもと、生活支援及び障害学生支援の具体的な体制として、「学生生活支援委員会規程」及び「学生相談センター規程」を定め、安定した学生生活及び心の健康維持を推進する機関として「学生生活支援委員会」と学生相談センター及び保健室を設置し支援している。特に、近年の経済的支援を必要とする学生が急増している状況について、「下田奨学金」や一般奨学金をはじめ、「学納金緊急貸与」「応急特別貸与」等、本学独自の奨学金制度の充実を図り、規程に基づく適切な経済的支援を実施している。アカデミック・ハラスメント等のハラスメント対策については、学園が「ハラスメント防止等に関する規程」を定め、「ハラスメント防止委員会規程」による委員会が調査、防止教育・広報等を行っている。

「進路支援方針」では、「学生が自らの生き方を見出し、自らの人生を切り開いていくる

力を身につけることができるよう正課内にキャリア教育の必修科目を設置する等、系統的な支援を行います。」など、3項目を定めている。この方針のもと、本学では1年次から、将来を見据えたキャリア教育を実施、全学部共通科目において、「キャリア教育科目」を開講して、低学年からのキャリアプランの支援、社会人としての素養を修得させるほか、2004年から、キャリアセンターを設置して、学生の就職支援に留まらず、公務員試験対策講座をはじめとする様々な正課外講座を開設し、広く学生の社会的・職業的自立を促す支援を行っている。

点検・評価項目②：学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1：学生支援体制の適切な整備

評価の視点2：学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備

評価の視点3：学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4：学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施

評価の視点5：学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6：その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

1. 学生支援体制の適切な整備及び学生の修学に関する適切な支援の実施

1) クラス担任制度、アカデミック・アドバイザーリスト制度

学生の修学を支援する制度として、本学では従前より担任制度を導入している。この担任制度は、学年ごとにクラス分けされた担任が、毎年度初めに学生と個別に面談を行なうなど、学生の修学及び生活の状況を把握するよう努めている。人間社会学部では、「アカデミック・アドバイザーリスト制度」を導入している。学生は1年次からゼミに所属し、ゼミを担当する教員

が「アカデミック・アドバイザー」として、履修指導をはじめ、ゼミ生一人ひとりの修学に関する状況を把握し、4年間に渡り、修学に係る問題等を把握し、解決する体制としている。

## 2) オフィスアワー制度

本学では、オフィスアワーとして全学の専任教員が研究室を開放する時間を設けている。クラス担任や授業科目担当といった枠を超えて、広く修学上の相談や学生生活上の相談に対応できる体制としている。

## 3) 修学・就職支援フェア

保護者への対応としては、本学では2010（平成22）年度から、7月～8月にかけて、「修学・就職支援フェア」を開催し、在学生の保護者に対して、修学・就職上の総合的な情報提供を行なうとともに、学生の修学状況など相談がある場合には、個別の面談時間を設定し、対応を行なっている。特に指導が必要な学生については、保護者に来校していただき、注意を喚起するなど、事前に対応することで、休学、退学を未然に防ぐよう努めている。このフェアは年1回の開催であるが、日常的に保護者から学生の修学状況に関して、問い合わせがあった場合には、適宜している。

## 4) 後援会員地区懇談会

実践女子大学・実践女子短期大学後援会（在校生保護者全員が会員となる）が開催する「後援会員地区懇談会」は新潟県、静岡県、福島県、宮城県など、特に本学に在学する学生の多い地域を会場として実施している。この懇談会には、学長、副学長、学部長をはじめ、各学科主任等が参加し、保護者に対して、学生の成績や出席状況、修学状況に関する個別の状況について面談を行なうなど、学生の修学支援を徹底して行なっている。

## 5) 学生の能力に応じた補習教育、補充教育、入学前教育等

主に推薦系入試（AO入試、指定校推薦入試、公募推薦入試など）により入学した学生が、入学後にスムーズに大学での学修に適応できるように入学前教育を実施している。例えば、人間社会学部では、入学前PBL（Project based Learning）「waku-gaku」を実施している。具体的な内容として、1・2年生の学生が運営の中心となり、司会進行やアイスブレイク、グループワークの支援などを行っている。

## 6) 休学者や退学者、卒業延期者への対応

本学では、4年次において取得単位不足、在学期間不足等の理由により、就業年限4年では卒業できない学生に対し、それらを「卒業延期生」あるいは「過年度生」と呼称している。各学部・学科では、前述のように各学年にクラス担任（人間社会学部はアカデミック・アドバイザー）を置き、担任となった教員が学生の指導・相談に応じる他、オフィスアワーの教員や学科・課程の助手が常時学生の相談に応じられる体制としている。また、各学科会議において、学生の単位取得状況や学費納入状況に関する情報を適宜交換し、学生の修学情報を各学科で的確に把握し、対処している。学生の単位取得状況や学費納入状況等、修学上の情報については、事務部門から報告を行ない、休・退学者の状況把握及び対応が適切に行なわ

れている。なお、卒業延期者の場合は、翌年度の前期のみで卒業要件単位が充足できれば、「9月卒業」を可能としている。具体的には、卒業延期に際して、8単位以下の単位を残している学生に対しては「修業年限を超えて在学する学生の学費の取扱内規」に基づき、学費を減免する制度を定めている。残単位数を限定するが、卒業延期となった学生に対する経済的な支援もおこなっている。

#### 7) 障がい学生の修学支援への取り組み

上述の「障害学生支援方針」に基づき、学生部長を委員長とする「学生生活支援委員会」を主体とし、学生支援センター及び全教職員と協働して、障がい学生支援を実施している。具体的には、学生支援センターが主管となり、①障がい学生と保証人との相談窓口、②支援学生の募集とノートテーカーの養成・配置、③教職員への働きかけ等を行っている。授業支援では、教務課が主管となり、①教員に対する授業における留意事項の徹底、②授業時の拡大プリントの配付支援、③定期試験における特別試験時間の設定などを行なっている。これらの対応結果については、「学生生活支援委員会」に報告される。同委員会では、検証を通じて新たな施策の協議も行なっている。

#### 8) 奨学金制度等による経済的支援の取り組み

本学では、経済的な支援の必要な学生に対する奨学金としては、先ず日本学生支援機構奨学金制度を勧めることとしている。また、日本学生支援機構の奨学金を補完する制度として、本学独自の奨学金制度を整備して経済的支援を行なっている。

## 2. 学生の生活に関する適切な支援の実施

### 1) 健康診断による学生の健康管理

学生の心身の健康、保健衛生および安全への配慮に関する施設として保健室を設置し、保健師が常駐して日常の健康管理や病気・怪我の応急処置を行っている。また、定期的に校医が来校して学生の健康相談にあたり、専門的治療等を必要とする場合は専門医の紹介も行っている。

毎年4月に学校保健安全法に基づき健康診断を実施している。受診率向上のため未受診学生を呼び出し、受診を呼びかけており2017年度の健康診断受診率は98.3%であった。

健康診断の際に提出させている「問診票」において、既往症等のある新入生の把握、在学生にあっては疾病の状況、食事や睡眠などの生活状況の把握をしている。

感染症の集団発生予防として、入学時に「感染症・予防接種調査」を行っている。麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎の抗体がないと判断される者に対し、個別に保健指導をしている。保育実習のある生活文化学科幼児保育専攻については、入学後に1回、健康診断時に抗体価検査（採血）を実施している。その他学外実習のある食生活科学科管理栄養士専攻、健康栄養専攻についても、実施に向け準備中である。

### 2) 学生相談センターによる心の健康支援

学生相談センター設置の目的は、本学学生が当面する（1）学業、進路、生活、健康上の諸

課題、(2) 心理的、精神的等メンタルヘルスに関する諸課題、(3) その他、学生が抱える諸課題の相談に対応することである。また、前述の相談等に関し、必要に応じて、学生保護者、教職員、外部機関等と連携し、相談者（学生）への最善の支援提供に努めている。さらに、学生の保護者および教職員から相談等があった場合も、指導および支援等の対応を行っている。運営は「学生相談センター運営委員会」の下、その事務の所管は学生支援センターとしている。

学生相談センターには、相談員として、学生相談センター長（本学専任教員）、教員相談員（本学専任教員・各学部1名）、カウンセラー（業務委託）、学内保健師（本学専任職員）、外部専門医師（精神科医師）、学内医師（本学専任教員・臨床経験がある者）等が置かれている。各相談員は学長が委嘱し、学生相談センター運営委員会の承認を経てその業務にあたる。

学生相談センターは、日野、渋谷両キャンパスに設置されている。各キャンパスの学生相談センター開室日数は、2016年度まで、各キャンパスの在籍者数及び二校地化前の学生相談センター利用者数（所属学部別）から、日野キャンパス週3日、渋谷キャンパス週5日の開室として運営していたが、学生の多様な相談に対する支援体制の充実を目指し、2017年度から日野キャンパス学生相談センターも週5日の開室となった。各キャンパス学生相談センターに勤務するスタッフは、渋谷キャンパスは1日あたりカウンセラー1名（月曜日のみカウンセラー2名）・インテーカー1名が配置されているが、日野キャンパスにおいては1日あたりカウンセラー1名の勤務となっている。そのため、より一層充実した学生支援体制を整えるべく、次年度以降、日野キャンパスにもインテーカーを配置する準備を進めている。

### 3) 各種ハラスメント防止の取り組み

本学を設置する実践女子学園では、学園を挙げてハラスメント防止に取り組むために、「学校法人実践女子学園ハラスメント防止等に関する規程」を制定している。この規程は、学生・生徒、教職員に対し、快適な教育、研究、学習および職場環境を保持し人権を擁護することを目的に、「セクシュアル・ハラスメント」、「アカデミック・ハラスメント」及び「パワー・ハラスメント」等の防止、並びにハラスメントに起因する問題が生じた場合の措置について必要事項を定めている。また、「実践女子学園ハラスメント防止委員会規程」を制定している。この規程において、委員会の職務、権限、手続き等の基本原則を定め、ハラスメント調査委員会およびハラスメント防止教育研修・広報委員会を置いて、学生や教職員が対等な個人として、それぞれの人格が尊重され、ハラスメント等の人権侵害のない教育環境を維持するよう努めている。ハラスメントについての相談や通報があった場合には、ハラスメント防止委員会委員長は、副委員長と協議の上、申し出の対処を委員会に付議することとしている。また、教職員の意識の啓発を目的として、ハラスメント防止委員会は、毎年1～2回、「ハラスメント防止研修会」を開催している。「コンプライアンス」「ハラスメントに該当する事例」を中心とする内容で、個人を尊重する風土を培い、ハラスメントのない環境を

作り、それを維持するよう努めている。また、『学生生活ハンドブック』への記載、パンフレットの配布や掲示により防止に努めている。

### 3. 学生の進路に関する適切な支援の実施

学生の進路に関する支援に関しては、キャリアセンターを主管とし、就職支援講座、個別相談・全員面談の実施、企業との連携を積極的に推進する取り組みと、教育課程における「キャリア・コア科目」の開講及び全学副専攻「女性キャリア・スタディーズ」を導入している。2017(平成29)年度の学部における就職決定率(決定者/就職希望者)は96.5% (前年比0.1ポイント増)となり、向上している。

＜キャリアセンターにおける具体的な取り組み＞

#### (1) 支援講座の充実

学生の理解度向上や筆記試験対策の強化を目的として、学生自身が選択できるレベル別のSPI講座をはじめ、筆記試験対策講座等を実施している。この対策講座では、筆記試験に苦手意識を持つ学生からも満足度の高いアンケート結果を得ている。また、2017(平成29)年度から、講座と授業とが重なり参加できない学生のための配慮として、昼休みの40分を活用し、大学3年生向け「就職ガイダンス」を短縮版として実施しているほか、管理栄養士・栄養士、公務員、教員等、専門職志望の学生に向けた「ミニ講座」を企画・実施している。さらに、就職活動の全体像をつかむための新たな講座として、実際の就職活動を再現した「ムビケーション型ガイダンス(Movicationスタイル)」を同時間帯に実施し、受講者の増加、満足度の向上に繋げている。

就職活動支援講座については豊富な内容で多くの講座を設けている。各講座について、アンケートにより学生の満足度を測定することは出来るが、どの講座が就職に、より有効かという検証を行うところまでは至っていない。大学3年生に就職活動に関するさまざまな講座や催しを実施している一方で、多様化する学生の中には、大学卒業後の人生や社会人としての将来像を描けていない者が少なくなく、就職活動をスタートする時期になっても一歩が踏み出せない学生がいる。社会人としての将来像をしっかりと描けるよう、キャリア教育と連動した低学年からの支援の実施、充実が強く求められている。

#### (2) 個人相談、全員面談の充実

就職活動スケジュールの変更や進学を含めた進路の多様化など、進路に対する不透明感から学生の不安は年々大きくなっている状況である。そのような中、進路選択準備期間である3年次生を対象にキャリアセンター職員による全員面談を実施している。これにより、早期に学生の進路希望を確認し、その年度の学生像を把握しながら、その後の進路支援に活かしている。全員面談や個別相談等の学生面談では、個々の学生の志望を重視した面談内容となるよう工夫を図るとともに、面談の実施方法等についても、状況や希望に合わせて実施している。特に卒業学年就職未決定者支援は、個別対応を重視し、就職活動を継続できるように支援し、就職状況の改善を図っている。

### (3) キャリアセンター職員自身の学び

相談内容の多様化に対応するため、職員のキャリアカウンセリングの資格の取得や各種勉強会への参加、企業訪問や企業との情報交換会への参加による情報収集など、学生の不安や疑問を解消できるよう、個々の職員がスキルアップや情報収集に努めている。

### (4) 学部（学科）との連携

各キャンパスに配置している学部・学科の学びや志向、特性を踏まえた就職支援を行っている。例えば4年次生への対応として、文系学部が設置されている渋谷キャンパスでは、進路選択が多岐にわたるため「企業セミナー・選考会」を、学びの専門性や各種資格を活かした就職を希望する学生が多い日野キャンパスでは「個別求人紹介会」を行うなど、各キャンパスの状況に応じた求職支援を実施している。また、生活文化学科幼児保育専攻の学生に対し、新たに専門職に特化した「就職支援準備講座」を実施している。具体的な内容として、保育士、幼稚園教諭を目指す学生対象の「就職活動の進め方」や「面接対策」、公務員希望者向けの「小論文対策」を行っている。更に講座の講師を担当したキャリアカウンセラーによる個別の履歴書添削や面接練習を組み込むなど、学科の就職先に応じた、就職支援体制としている。

### (5) 企業との連携強化

本学が長期間にわたって信頼関係を構築してきた企業との繋がりをさらに深めることと、新規の企業を開拓すること等を目的として、キャリアセンター職員を中心として、情報交換会に参加している。2017（平成29）年度は、東京近郊だけでなく、本学と就職協定を締結している自治体を中心に、12会場で行われた地方企業との情報交換会に参加し、延べ500社を超える企業担当者と首都圏就職やU・Iターン就職に関わる情報交換を実施している。

### (6) 就職支援フェアの実施

本学の学生が多く入学している山梨県甲府市、福島県福島市などの地方8カ所において、キャリアセンターによる就職活動の現状や本学の支援の説明、進路選択に向けた学生時代の送り方、保護者の関わり方等についての説明を目的として、地方在住の保護者と在学生を対象に「就職支援フェア」を開催している。具体的には上述の説明に加え、県の担当者によるU・Iターン就職情報の提供、一部会場では地元企業への内定者や人事担当者によるパネルディスカッションを実施するなど内容を工夫して行っている。成果として、実施後の保護者アンケートからも、満足度の高い結果を得ている。参加学年は制限しておらず、地元ならではの詳細な就職情報の提供、少人数での説明会と個別面談の場であり、よりきめ細やかな支援の機会となっている。

### (6) 「実践OG サポーター」との連携

在学生のキャリア教育、ならびに進路・就職支援のため、2016年度より「実践OG サポーター」制度を開始した。2017年度は約300名の卒業生が「実践OG サポーター」に登録しており、「OG懇談会」や「OG訪問」への協力を依頼している。2017年度は日野、渋谷の各キャンパスで「実践OG サポーター」を招き、在学生と卒業生による「OG懇談会」を開催した。

「営業」「総務人事」「事務」「専門職」等、様々な職種の方の参加を得て、働くことで培われた価値観などの話を通じ、実際に携わる業界のこと、仕事のこと、やりがい等を後輩にお話しいただいた。身近なロールモデルである卒業生からのアドバイスは在学生に浸透しやすく、より仕事や社会についての理解を深めることができる満足度の高いイベントである。その他にも、教員研究助成「長くはたらくための研究プロジェクト」(本学の研究助成制度)への調査協力依頼や、「実践キャリアプランニング」の授業において講演依頼など、多岐にわたる卒業生との連携を図っている。この制度の導入により、在学生への就職活動支援の協力体制が拡大し、OGの帰属意識の強化にも繋がっている。

#### (7) 他大学との連携・共同

他大学の学生の考え方と触れ、刺激を受けることで自身のキャリアを考える機会を提供することを目的として、青山学院大学及び日本大学の協力のもと、3大学合同のグループディスカッション講座を実施しているほか、大学1～3年生と短期大学部1年生を対象に、学内外の学生とともに企業見学を行う東商リレーションプログラム(年2回開催)や、女子大学合同企業見学(ECS)プログラム等を実施している。このプログラムでは、他大学との連携・共同プログラムであるとともに、低学年からの就業力育成の好機となっている。

また、大学4年生と短期大学部2年生を対象に、本学ほか6校の女子大学及び近隣の青山学院大学と国学院大学と合同で、女子大合同企業説明会を年2回開催し、学生がより多くの企業を知る機会を創出している。

#### <教育課程における進路に関する取り組み>

本学では、学部学科で学ぶ「専門性」とキャリア教育関連科目で学ぶ「社会人基礎力」のバランス感覚溢れる人間形成の結実を目的として「キャリア・コア科目」を開講している。この「キャリア・コア科目」では、建学の精神や教育理念を踏まえた上で、21世紀型社会で生きることを考え、1年次から4年次まで段階毎に学べるよう「汎用的能力」「理論」「実践」の3ステップで構成されており、キャリアの考え方から、キャリアデザインの手法、職業意欲・能力形成まで多岐にわたる科目を開講している。また、女性がキャリアを形成していくために必要な知識や教養スキルについて学び、現代社会において「自立自営」しうる力を身につけることを目的として、全学副専攻に「女性キャリア・スタディーズコース」を設定している。これらの教育課程を編成することにより、学生への支援が「就職」のための支援に留まらず、広く学生の社会的・職業的自立、女性としてのキャリア形成を支援するための取り組みとして機能している。

点検・評価項目③：学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、  
その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

学生支援の適切性については、修学支援は主に学務部が所管する「大学教育研究センター委員会」、学生支援は学生支援センターが所管する「学生生活委員会」、就職支援はキャリアセンターを主管として、前年度の就職実績や就職支援講座の参加率などを考慮して、次年度の取り組みを行うこととしている。各委員会での検証結果は、学長を議長とする「大学短大協議会」に報告され、全学的な観点から点検・評価を行う体制としている。

## 第8章 教育研究等環境

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

本学では、学園創立120周年を2019年（平成31年）に迎えるに当たり、校地の再編成を行なうこととし、「創立120周年記念整備事業」を計画し経年に実施した。創立120周年記念整備事業として、日野校地（日野市大坂上）での教育研究活動の展開から、2校地（渋谷キャンパス、日野キャンパス）での展開とし、創立120周年記念整備事業1期整備計画として、2014（平成26）年4月に渋谷キャンパスを開校している。渋谷キャンパスでは、文学部、人間社会学部、文学研究科及び人間社会研究科研究科を設置している。創立120周年記念整備事業2期整備計画では、日野市大坂上校地における生活科学部及び生活科学研究科を中心とする教育研究のための実験・実習施設の改修整備と講義室の再配置を行い、2016（平成28）年3月に完了している。

本学では、大学・短期大学部の今後の10年後のスパンを見据えた「教学グランドデザイン」を策定することを目的として、2013（平成25）年5月に設置した、「大学・短期大学教学グランドデザイン策定会議」から、2015（平成27）年3月に常任理事会に最終答申が提出されている。具体的には、この「教学グランドデザイン」最終答申にある「ビジョン」をもとに学園として次のビジョンを確定した。『ビジョン1：地域に貢献する「実践女子」を輩出する高等教育機関としての確固たる地位を確立する、ビジョン2：女性の自立と社会的進出を推し進め、社会に羽ばたく「実践女子」を支援する教育・研究拠点となる』を掲げ、教育研究等環境の整備を実施している。「教学グランドデザイン」最終答申は、常任理事会、教授会等で報告され、教職員で共有している。

大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた方針という観点では、「教学グランドデザイン」は、建学の精神、教育理念等を再検証し策定しているものの、教育研究等環境の具体的な方針としては、明確化されていない。また、教職員間での共有も十分ではないため、今後、教育研究等環境に関する方針の明確化が課題として残されている。

点検・評価項目②：教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1：施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ＩＣＴ）等機器、備品等の整備

- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

#### 評価の視点2：教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

本学の校地及び校舎は、東京都日野市にある「日野キャンパス」、東京都渋谷区にある「渋谷キャンパス」の2キャンパスからなる。設置基準上必要な校地面積、校舎面積については充足している。なお設置基準に定める運動場については、日野キャンパスにグラウンド及びテニスコートを整備するとともに体育館を有しており、渋谷キャンパスからも約1時間で移動が可能である。また、渋谷キャンパスでは運動場、体育施設は不足しているが、隣接の実践女子学園中学校高等学校の活動時間外（18時以降）に体育の授業を行うなどの措置をとっている。

教育研究等環境に関する方針として、「教学グランドデザイン」で掲げる『ビジョン1：地域に貢献する「実践女子」を輩出する高等教育機関としての確固たる地位を確立する、ビジョン2：女性の自立と社会的進出を推し進め、社会に羽ばたく「実践女子」を支援する教育・研究拠点となる』を掲げ、これらに基づき施設、設備等の整備及び管理を実施している。

ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備については、2017（平成29）年度は、事務システムの安定稼働と効果的な利用の確認及び改善に努めることとし、情報インフラの整備に関する事項として、①教育研究活動を支える情報インフラとして、安定的にネットワーク環境を維持するために基幹ネットワーク機器及びファイアウォール入替の実施②安定して運用できる教育支援環境を維持するために事務系仮想サーバー機器、学校法人会計管理システム用のサーバー機器の入替③教育研究環境等の充実のため、教室、研究室、事務用パソコン155台の入替を実施している。また、学生サービス向上のため、渋谷キャンパスに学生貸出用ノートパソコン20台を追加導入し、教育環境の充実のために日野キャンパスに授業用貸出ノートパソコン12台を新規に導入している。加えて教育研究環境の充実のために日野キャンパスに学内無線LANの利用エリアの拡張を実施している。これらは、整備事業の年次計画を策定し実施され、教育機関として、ICTを有効に活用する環境が整備されている。更に2018（平成30）年度からは、副学長を委員長とする「実践女子学園情報委員会」を置き、教育研究活動の情報化の基盤整備などを進める計画としている。

施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保については、定期点検の結果を勘案し、更新計画を策定・実施している。所管部署として、学務部庶務課と学園財務部管財課が連携を図りながら担当している。施設・設備の整備、維持・管理、清掃等は学務部庶務課の管理のもと、専門業者に委託している。校舎の建設、設備の大規模修繕、改修等は「キャンパス計画室」及び財務部管財課の所管としている。また、教室設備のうち学部共通の機器・装置は学務部が、学科所管の実験室・実習室・研究室等の機器・装置は各学科が、それぞれ管理している。 安全面の確保として、2キャンパス共に正門には警備員常駐の警備室を配置し

ている。加えて、渋谷キャンパスでは、ICカード対応のセキュリティゲートを設置するなど、女子大学として学生の安全に配慮している。また、利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備として、エレベーター、車椅子対応スロープ、車椅子対応多目的トイレ等を整備している。

学生の自主的な学習を促進するための環境整備に関しては、日野キャンパス、渋谷キャンパスともに個別（個室）の自習ブースを設置しているほか、特に渋谷キャンパスでは、4名程度で利用できる仕切られたBOX席（4ブース）と20名程度で利用できるグループ学習室（個室：1室）を設置し、学生が自由にディスカッション等を行うことが可能である。また、図書館内に付設されているため、図書館の資料を自由に持ち込むことができ、無線LANも完備しており、自主的な学習を促進するための環境を整備している。

教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組みとして、2017（平成29）年度に「実践女子学園情報セキュリティポリシー」を制定し、教育研究活動及び事務運営の基盤として情報システムを活用するうえで、情報セキュリティに関する高い意識を持ち、秩序を維持して行動するため、「安全性の確保」「法令順守」などからなる、9項目を設定し、ポリシーに従って適切に情報システムを構築・利用するための体制を整備した。学生に対しては、主に新入生を対象としたオリエンテーションの際に、情報モラル・セキュリティに関するを中心で注意喚起を行っている。

点検・評価項目③：図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、  
それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：図書資料の整備と図書利用環境の整備

- ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備
- ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備
- ・学術情報へのアクセスに関する対応
- ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備

評価の視点2：図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

本学では、日野キャンパス、渋谷キャンパスともに図書館を設置しており、図書館の蔵書数は両キャンパスあわせて、638,021冊であり、2017（平成29）年度の図書受入数は7,187冊、雑誌受入数は1,577種である。購入資料などについては、「収書理念・方針」「選書基準」に基づき、本学設置学科・課程に必要な資料を中心に選書を行なっている。

ScienceとNatureといったトップジャーナルについては教員の希望により冊子体ジャーナルを維持している。一方、電子ジャーナルについては、Food Chemistry、Biochemical Journal、American Journal of Physiologyなど幅広い分野のタイトルを選定・収集し、また、Springer社の電子ジャーナルパッケージを導入するなどして最新論文の入手環境の改善を行い、図書館ホームページから利用可能としている。その他、新聞記事データベース

ス、雑誌記事データベース、事典・書誌データベース等、各種のデータベースを使用できる教育環境を整備している。また、アグリゲータ（EBSCO）の全文型データベースの導入により最新論文を入手する情報環境の改善を行っている（LibraryNavi）。

国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備に関しては、国立情報学研究所（NII）の NACSIS-CAT/ILL といった図書館間ネットワーク等に参加するとともに、図書館サービスの充実を図り、地域社会への貢献と文化発展に寄与する目的として、日野市立図書館との相互協力に関する協定の締結、渋谷近隣大学・短期大学図書館相互利用協力連携（LAPS）を推進している。また、私立大学図書館協会等の加盟館として、他大学・機関と様々な図書館間相互協力を推進している（LibraryNavi）。

学術情報ネットワークとして、資料の所蔵情報を NACSIS-CAT（NII[国立情報学研究所]）に登録し、全国の大学図書館等との図書館間相互協力として NACSIS-ILL による図書の相互貸借、文献複写の依頼・提供を行なっている。その他、インターネットによる図書館ホームページからの蔵書検索（Web OPAC）、外部データベース検索、学園創立者「下田歌子データベース」（資料 7-17）、卒業生「向田邦子文庫データベース」を公開し、提供している（LibraryNavi）。

学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）に関して、閲覧座席数として、日野キャンパスは 343 席、渋谷キャンパスは 283 席となっている（平成 30 年度学術情報基盤実態調査《大学図書館編》）。図書館の開館時間として、日野キャンパスでは、通常【平日 8:30～19:30/土曜 8:30～17:00】とし、渋谷キャンパスでは、【平日 8:30～19:30/土曜 8:30～17:00】としている。両キャンパスとともに、定期試験期間等は開館時間を延長する措置を行っており、例えば渋谷キャンパスでは、閉館時間を 21:00 とするなど、利用者が利用しやすい図書館となるよう配慮している（LibraryNavi）。また、学生、教職員向けに自宅から文献調査や文献複写等の申込み、自己の貸出・予約状況の確認、予約図書・購入希望図書の web 申込などができる「My Library」機能がある図書館システムを稼働しているほか（LibraryNavi）、学生に対しては、初年次教育「実践入門セミナー」の授業において、全学部 1 年生に図書館の利用方法の講義および図書館ツアーを実施し、利用促進を図っていることに加え、教員からの要望により、2 年生から 4 年生のゼミ単位等での図書館ガイダンスを実施し、学生に対して図書館を活用した論文資料の探索方法について、各学部・学科に則した参考図書および文献目録、データベースの使い方の利用指導を行っている（LibraryNavi）。利用者（卒業生含む）への広報活動として、図書館報『Library Mate』を年 2 回刊行・送付しており、ホームページ公開するとともに、学内メール配信システム（J-CAN）等も利用し、学生への広報に活用している（LibraryNavi）。

図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置として、司書資格等の専門能力を有する職員の配置は、専任職員を中心に両キャンパスに司書資格等の専門能力を有する職員を配置するよう配慮している。

点検・評価項目④：教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の観点1：研究活動を促進させるための条件の整備

- ・大学としての研究に対する基本的な考え方の明示
- ・研究費の適切な支給
- ・外部資金獲得のための支援
- ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
- ・ティーチング・アシスタント（TA）、リサーチ・アシスタント（RA）等の教育研究活動を支援する体制

本学では、研究活動を推進させるための条件の整備に関して、2017（平成29）年度に大學・短期大学部における学術研究活動の活性化を図るため、「実践女子大学研究推進機構」の改革を行い、大学附置の3研究所（「文芸資料研究所」「香雪記念資料館」及び「下田歌子研究所」）の統括・支援のみならず、「プロジェクト研究所」や各種研究助成制度をはじめとした、あらゆる研究活動を統括する組織とした。この「実践女子大学研究推進機構」の改革を受け、副学長を研究推進機構長とする研究マネジメント体制を構築し、「研究推進機構会議」及び研究推進室が中心となり、全学的な研究推進施策を立案、実施する環境を整えた。

大学としての研究に対する基本的な考え方として、本学では学術研究活動及び社会連携活動に関する基本方針を明文化し、内外に広く示すことによって教育・研究の活性化に資することを目的として、2017（平成29）年度に「研究ポリシー」「社会連携ポリシー」「知的財産ポリシー」及び「利益相反マネジメントポリシー」を策定した。例えば「研究ポリシー」においては、建学の精神である「女性が社会を変える、世界を変える」のもと、社会の発展と世界の平和に貢献するため、教育・研究活動を通じて人材育成、学術・文化の継承と創造及び社会貢献を図ることを使命とし、研究の質的向上と多様な研究活動を推進するため、「理念」「学外連携」などからなる、7項目を設定し、これらに基づき研究活動を推進している。これらの4つのポリシーは、大学ホームページに公開し、広く社会に公表している。

個人研究費の適切な支給に関しては、本学に所属する教員が学術研究活動を行うための基盤的経費として個人研究費（年額35万円）を支給しているほか、学会出張について、「学会出張旅費内規」に従い、所属する学会等に参加するための旅費を年度に1回、個人研究費とは別枠で支給している。これに加えて、多様な基礎研究・応用研究を強化・推進するために、学内公募による研究助成制度として「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等を設けている。

研究成果の発信については、例えば、先述の「学内研究助成」「プロジェクト研究所」等、各研究助成制度の成果報告資料や、学外機関との連携による研究活動の報告・紹介資料をWebページで公開しているほか、10月及び11月に開催する常磐祭（学園祭）において、「プロジェクト研究所」の成果発表を行い、学生及び一般の方に対しても研究成果を発信す

るなどの工夫をしている。また、2017（平成29）年度から「研究成果公開促進費」という名称の制度を設け、学術講演会の開催や外国語論文の投稿に対する助成を行うことにより、研究成果の発信を促している。

2017（平成29）年度は8つの学長方針の1つとして方針2「研究推進」を掲げ、研究推進機構による支援体制の充実、特に科研費などの外部資金申請者の支援を明示し、外部資金獲得を促している。この学長方針に基づき、研究推進室が中心となって、外部資金に関する情報配信、学外講師によるセミナー・公募説明会の開催、研究推進室職員による外部資金申請書・計画調書のチェックなど、各教員に対する支援を実施している。併せて、2017（平成29）年度より科研費の不採択者を対象として、次年度の科研費申請を促進する学内研究助成制度（特定研究奨励金）を設けている。これらの支援により、2017（平成29）年度の科研費は申請数・採択数ともに前年度と比較して増加した（2016年度：申請30件・採択7件、2017年度：申請37件・採択9件）。

研究室の整備に関しては、すべての教員に個人研究室を所属するキャンパスに設け、パソコンなどの備品を設置することにより、研究に専念できる環境を整備している。

本学では、「実践女子大学・同大学院および実践女子大学短期大学部専任教員の担当授業回数並びに附加給・減額等に関する内規」第2条において「専任教員の1週間における責任コマ数は合計5コマとし、1週間における出席日数は原則として4日とする」と定め研究活動日を週1日以上確保できるようにしている。責任コマ数は現在週5コマを標準としているが、現在は、1コマ増の週6コマを担当するよう学長から要請をしており、専任教員が協力している。尚、上記の内規に基づき、学長、副学長、学部長、各センター長、学科・課程主任等の役職者については適宜減コマの措置をとっている。また、研究専念期間の保証として、専任教職員の学術研究・教育研究能力や知識の向上を図るため、「実践女子学園教職員研修規程」に基づき、専任教職員が国内外の学外機関で研修に従事する、研修（サバティカル）制度を導入している。今後は、男女共同参画社会基本法を具体化する教育研究活動として、「男女共同参画推進室」を中心とし、ライフイベント及びワーク・ライフ・バランスに配慮した教育研究環境の整備を進める予定である。

本学では、大学院学生に対し、教育的配慮の下に、実験・実習・演習等の教育補助、学部学生等への助言等の業務を行わせて、大学院学生に教育訓練の機会を提供することを目的として、「実践女子大学ティーチング・アシスタントに関する規程」に基づき、ティーチング・アシスタント制度を導入し運用している。

点検・評価項目⑤：研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点1：研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・規程の整備
- ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施

・研究倫理に関する学内審査機関の整備

本学における研究倫理の遵守に関しては、「学校法人実践女子学園倫理綱領」(4 研究に対する倫理) 及び「学校法人実践女子学園研究倫理規程」(第 3 条 研究者の基本的責務) による、研究活動における高度の倫理観保持と、研究者としての良心と信念に基づく公正な行動、学内外の様々な規則の遵守を定めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定め、研究活動上の不正行為防止に向けた体制や取り組みを定めている。学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とするとともに、研究倫理に関する事項の適正な運用を促進し、審議、情報収集、調査及び検討する全学的組織として、「研究倫理委員会」が設置されている。また、「研究倫理委員会」のもとに不正行為の疑いがあった場合には「予備調査委員会」「調査委員会」を置き、調査の実施を行う体制を整えている。

研究費の適正な管理・使用については、根拠として「学校法人実践女子学園研究倫理規程」(第 12 条 研究費の適切な管理) が定められており、学内外の規則に則った研究費の管理・使用を求めている。また、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究資金の管理及び監査に関する規程」に基づき、研究費の適正な管理・使用を徹底するための体制として、学長を最高管理責任者、副学長を統括管理責任者とし、また不正防止計画推進部署として研究推進室を置いている。具体的な不正防止の取組みは「実践女子大学・実践女子大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画」により実施している。また、「内部監査室」によるモニタリング、リスクアプローチ監査を研究推進室との協力のもとで実施するほか、機関内の責任の明確化、適切な運営・管理の基盤となる環境の整備、取引先からの誓約書の徴収などを実施している。

コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施については、全教員を対象に、3 年ごとに教材として文科省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて(研究者向け)」、日本学術振興会「科学の健全な発展のために -誠実な科学者の心得-」及び本学独自の研究倫理教材を配布し、閲覧並びに理解度チェックシート及び誓約書の提出を必須としている。また、新採用教員に対する説明会、科研費執行に関する説明会においてコンプライアンスや研究倫理に関する説明を行うとともに、併せて講習会を開催している。また、研究費の執行にあたり、基本ルールや一連の手続きや流れをまとめた『実践女子大学・実践女子大学短期大学部研究費マニュアル』を策定し、すべての教員(研究対象者)を対象に学内向けホームページで公開している。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

## 評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

教育研究等に係る施設・設備計画の策定・実施については、「キャンパス計画室」及び財務部管財課を主管としている。情報の基盤化推進として、学園の情報化に関する中長期計画及び予算計画、教育・研究の情報化のための基盤整備に関する事項、学園の事務情報化に関する事項及び情報セキュリティに関する事項を審議する機関として、2017（平成29）年度に「情報委員会」を設置し、情報の基盤化を推進する体制が構築されている。これらの教育研究等に係る施設・設備計画の策定・実施、学園の情報化推進については、学園の「常任理事会」にて、重要事項を審議・決定している。

施設、設備等の維持・管理及び安全管理については、学務部庶務課において各種法令等で必要とされる定期点検を実施している。環境負荷削減に関しても目標を立てており、「実践女子学園エネルギーの使用の合理化等に関する規程」を策定し、「エネルギー管理会議」において、エネルギーの使用の合理化、温室効果ガス排出削減及びフロン類の使用の合理化・適正化を図るために、取り組みや削減目標の達成状況について、点検・評価を行っている。

図書館では、図書館長を委員長とする「図書館委員会」を設置し、図書館運営の大綱に関する事項、算編成に関する事項、図書館の規程・細則等の改正に関する事項などを審議している。

研究活動については、副学長を委員長とする「研究推進機構会議」が設置されており、研究活動の連携・連動及び推進、支援に関する事項などの企画及び点検・評価・改善を行っている。

これらの施設、設備等の維持・管理及び安全管理、図書館に関する事項及び研究活動については、各委員会・会議での審議、検証後に学長を議長とする「大学短大協議会」にて全学的な観点から評価を行っている。

## 第9章 社会連携・社会貢献

### (1) 現状説明

点検・評価項目①：大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1：大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

本学では、建学の精神「女性が社会を変える、世界を変える」に基づき、女性が持てる力を発揮することによって、よりよい社会を創ることができるという強い信念のもと、教育研究活動に取り組んでいる。高等教育機関として、教育研究活動の成果を社会に還元することは重要な使命であり、社会の一員としてよりよい社会の構築に向けて、国内外の地域、産業界、高等教育機関、研究機関及び地方公共団体等と連携して教育研究活動を推進することを目的に「社会連携ポリシー」を定めている。

本学の「社会連携ポリシー」は、1. 教育研究水準の向上及び社会連携活動の推進として、「本学は、共同研究、受託研究及び寄付研究等を通じて、本学の教育・研究水準の向上に努めるとともに、持続的で特色ある社会連携活動を推進します。」2. 社会貢献として、「社会連携活動によって教育・研究成果を社会に還元、発信し、社会の発展に寄与します。」など、6項目を明示し、これらに基づき社会連携・社会貢献活動を推進している。

この「社会連携ポリシー」は、学内向けホームページを通じて、教職員で共有している。

点検・評価項目②：社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1：学外組織との適切な連携体制

評価の視点2：社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進

評価の視点3：地域交流、国際交流事業への参加

本学では、上述の「社会連携ポリシー」を策定し、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施している。学外組織との適切な連携体制に関して、企業、他大学等の学外機関と連携した研究活動の活性化を目的として、共同研究、受託研究及び寄付研究を推進している。2017（平成29）年度は、複数企業との面談の実施、研究活動に促進のため、共同研究・受託研究に関する契約フォーマットの作成など、学外機関との連携を推進するための環境の整備に努めるとともに、実績についても、受託研究5件（前年度2件）、共同研究6件（同1件）、寄付研究（学外助成含む）6件（同4件）と、前年度と比較しても増加している。

産官学コンソーシアムである「公益社団法人学術・文化・産業ネットワーク多摩」の正会

員となっており、地域連携活動においては、「多摩の学生まちづくり・ものづくりコンペティション」に本学学生がエントリーし、学生の視点や感性を活かして、多摩地域の魅力を企画発信する活動を行っている。大学間連携の実施については、2017（平成 29）年 12 月に渋谷区にキャンパスを設置している青山学院大学、國學院大學、聖心女子大学及び実践女子大学・短期大学部の 4 大学で連携・協力に関する基本協定を締結し、各大学の発展と多様な価値観に基づく新たな価値の創造に寄与することを目的に「4 大学連携協議会」を設置し、次年度に向け、活動内容の検討を開始している。その他、2017（平成 29）年 12 月に公益財團法人日本相撲協会との包括連携協定を締結し、相互の発展さらには日本文化の振興に資するため、共同事業、プロジェクト等の実施・推進、学生による事業活動に係る課題解決への参画などを推進している。

社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部公開講座委員会」を主管とし、本学教員の教育研究領域を中心に、本学教員または他大学の教員を講師に招いて、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部公開講座」を開講している。これは、1986（昭和 61）年から続く伝統ある講座となっている。2017（平成 29）年度は 6 講座を開講し、過去には、学園の周年記念、学祖生誕 150 年記念や源氏物語千年紀など節目節目の大々的な講座も展開して、地域の生涯学習に寄与している。

また、本学の教育資源を有効に活用し、広く社会人の生涯学習に寄与する教養講座等を「実践女子大学生涯学習センター」が主管となって開講している。これらは、地域の生涯学習に寄与することを目的としているため、日野キャンパス及び渋谷キャンパスで開講している。講座の内容などについては、「生涯学習センター運営委員会」で当該年度の実施内容を検証し、次年度の講座内容を決定している。2017（平成 29）年度は、両キャンパスあわせて 13 の新規講座を開講し、総受講者数も 1,552 名となり、昨年に比べ 229 名の増加となっている。その他、香雪記念資料館では、各種常設展、企画展に加え、博物館相当施設として本学博物館学芸員資格取得のための実習施設の機能も果たしており、その教育研究の成果を展覧会で一般市民に公開しているほか、2017（平成 29）年度は、渋谷地域との連携活動（文化施設連携協議会「あ・ら・かるちゃー」）への参加を行うなど、地域連携を推進している。「実践女子大学プロジェクト研究所」では、主として研究の成果を学生の教育及び支援に還元することを目的に、本学内外の組織及び個人がプロジェクトチームを編成して、学部及び学科の枠を超えた学際的研究、地域あるいは産官学と連携した研究などを実施し、地域の方や研究者と共同の取り組みを行なっている。

地域交流に関しては、2011（平成 23）年度から、東日本大震災による被災地の復興支援を継続的に実施している。2017（平成 29）年度は、岩手県宮古市の災害公営住宅でオリジナル写真立て、手作りコースターなどを制作し、学童の家で空気砲づくり等を行っている。この「東日本大震災岩手県宮古支援プロジェクト」の活動には、現地の方 82 名が参加され、本学学生 36 名、教職員 10 名が活動を行っている。また、同プロジェクトの学生 29 名が、

東京都目黒区で毎年開催している「目黒のさんま祭り」において、パンフレットの配布、抽選会場の運営など、学生が主体的に活動を行っている。その他、企画広報部地域連携推進室が主管している包括協定を締結している自治体との連携事業を行っている。東京都日野市とは、美学美術史学科、生活環境学科の教員・学生が参画する「和モダンティストのまちづくり」として、デザイン暖簾の追加設置（公民館・保育園等）、日野駅東口壁面塗装のデザイン提案を行っている。加えて、2017（平成29）年2月に日野市と合同で実施した「イクボス行動宣言」に関して、1年後の達成状況を共有し、日野市総務部と相互検証を実施している。日野市とは、共同シンポジウム「ワーク・ライフ・バランスを考える」の開催、講演会「男女共同参画社会の実現をめざして」の開催など、男女共同参画の推進などを協働している。岐阜県恵那市との連携については、本学の学祖である下田歌子の生誕の地であり、恵那市との連携によって下田歌子賞の活動のほか、恵那市各地で行なわれる文化講演への本学教職員の講師派遣を行っている。

国際交流に関しては、「実践女子大学・実践女子大学短期大学部グローバルポリシー」を策定している。このグローバルポリシーでは、「1.国際化に対応した人材の育成など3項目を定めている。特に3.国際的視点に立った社会貢献の推進として、「学生による国際交流活動、国際ボランティア活動を活性化するとともに、グローバルな視点から、教育・研究機関、地方自治体、民間企業などと連携した社会貢献を目指します。」と定め、このポリシーに基づき国際交流事業を推進している。大学・短期大学部の「言語文化教育研究センター」と学務部国際交流課が協働でグローバル化を推進する体制とし、交換協定留学制度などを発展させている。グローバル化推進の中では、2017（平成29）年度から、教育課程において、「グローバルスタディーズ」副専攻コースを開設し新規科目も開講しているほか、学部教育においてもTOEICに対応した授業、全学での英語多読の推進に注力している。交換協定留学では、協定校として、中国传媒大学（中国）、フレーザーバレー大学（カナダ）、オランダ国立南大学（オランダ）及び檀国大学校（韓国）の4大学、語学研修校として、州立ワシントン大学（アメリカ）、サセックス大学（イギリス）など、8大学と協定を締結している。加えて、大学の海外ボランティアとして、ワデルランゲージアカデミー（アメリカ）と締結するなど、制度を着実に発展させている。これらは、「言語文化教育研究センター運営委員会」において、これまでの国際交流活動の実績を踏まえた検証を行い、協定校の拡大など、次年度に繋げている。

点検・評価項目③：社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価

評価の視点2：点検・評価結果に基づく改善・向上

社会連携・社会貢献の適切性については、主管部署及び委員会によって点検・評価を行っている。具体的には、共同研究、受託研究及び寄付研究については、「研究推進機構会議」において、生涯学習に寄与する教養講座等の開講については、「生涯学習センター運営委員会」において検証を行い、今年度の検証結果を踏まえて、次年度の開講講座等を決定している。これらの各委員会での検証結果を踏まえて、学長を議長とする「大学短大協議会」において、全学的な観点から適切性について評価している。

しかしながら、社会連携・社会貢献に関しては、学内・学外の活動が近年多様化しており、活動主体についても、現状は、所管部署（学科）等を中心としている取組みも複数あるため、今後は活動による成果の把握、評価等を組織的に行い、社会連携・社会貢献活動を全学として有機的に機能させることに課題が残されている。